

5.2 社会的状況等

5.2.1 人口及び産業

1) 人口

(1) 人口の分布、密度、世帯数等の状況

仙台市における人口及び世帯数の状況は、表 5.2-1 に示すとおりである。

平成 23 年 10 月 1 日現在の仙台市における人口は 1,049,493 人であり、世帯数は 469,784 となっている。このうち概況調査範囲に含まれる宮城野区は、総人口 188,986 人、世帯数 85,556、若林区は同じく 131,156 人、58,877 世帯、太白区は同じく 222,322 人、92,881 世帯となっている。また、仙台市の人口密度は平成 18 年以降増加を続けている。

仙台市の総数では人口、世帯数とも前年よりも増加しているが、区別では、宮城野区及び若林区において人口、世帯数とも前年より減少している。

表 5.2-1 人口及び世帯数等(推計人口)

各年 10 月 1 日現在

年	市・区	人口(人)			世帯数	対前年同月比		
		総数	男	女		増減数		人口密度 (人/km ²)
						人口	世帯数	
H18	仙台市	1,027,329	500,681	526,648	444,244	2,231	4,665	1,304
H19	仙台市	1,028,775	500,838	527,937	448,469	1,446	4,225	1,305
H20	仙台市	1,031,163	501,249	529,914	453,265	2,388	4,796	1,308
H21	仙台市	1,033,515	501,941	531,574	457,145	2,352	3,880	1,311
H22	仙台市	1,045,986	507,833	538,153	465,260	12,471	8,115	1,327
H23	仙台市	1,049,493	509,530	539,963	469,784	3,507	4,524	1,332
	宮城野区	188,986	92,825	96,161	85,556	-1,487	-369	-
	若林区	131,156	64,608	66,548	58,877	-1,150	-37	-
	太白区	222,322	107,936	114,386	92,881	1,734	1,355	-

注 1) 推計人口とは、国勢調査人口を基準値とし、調査日以降の毎月の住民基本台帳及び外国人登録の異動を加減したものであり、平成 22 年 9 月までは平成 17 年国勢調査確定値を、平成 22 年 11 月以降は平成 22 年国勢調査確定値を基準としている。

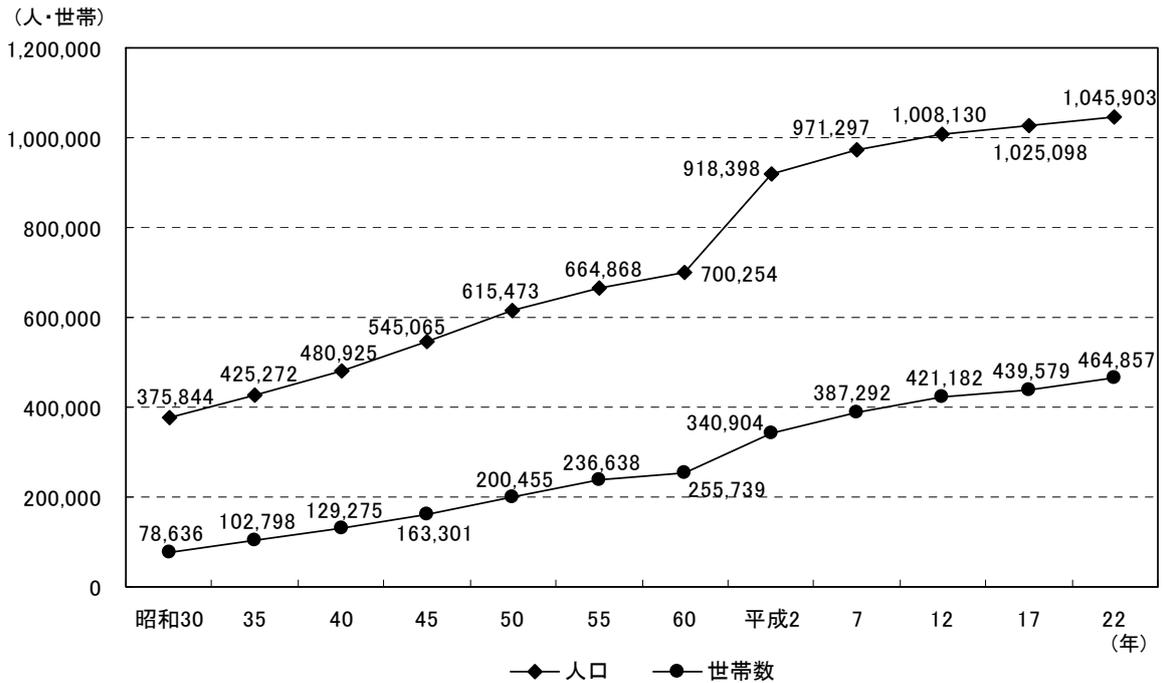
注 2) 世帯数は国勢調査と住民基本台帳で概念が異なるため、参考値として示す。

出典：仙台市 HP「統計情報せんだい」(<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/jinkou.html>)

(2) 人口等の推移・動向等

国勢調査による昭和 30 年から平成 22 年までの人口及び世帯数の推移は、図 5.2-1 に示すとおりである。

仙台市の人口は、明治 22 年の市政施行以来、戦時等の一時的な減少を除き、ほぼ一貫した増加傾向にあり、昭和 30 年から平成 22 年までにおいても、この傾向は維持されている。



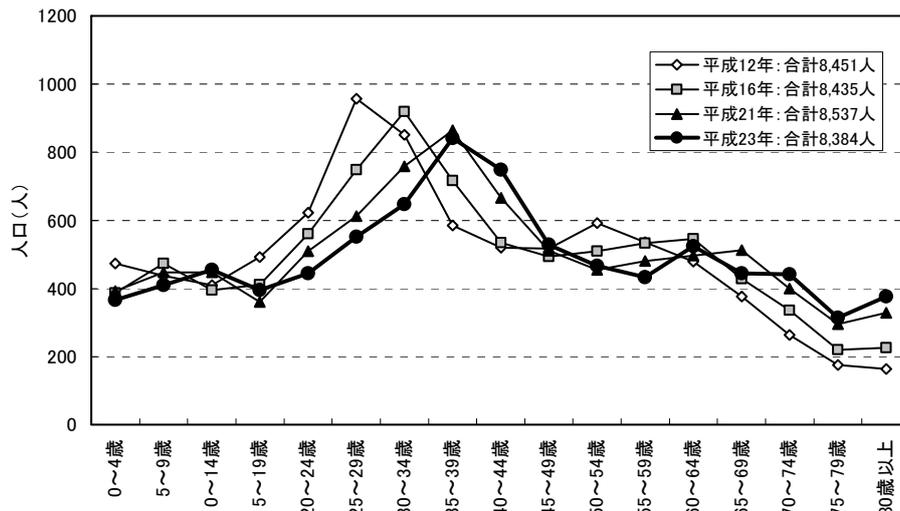
出典：仙台市 HP「統計情報せんだい」(http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/jinkou.html)

図 5.2-1 国勢調査による人口及び世帯数の推移(仙台市)

事業区域の位置する、蒲町小学校区の平成 21 年と平成 16 年の人口(5 歳ごと)を見ると、平成 12 年の年齢別の分布からピークがほぼ平行に移動した形となっている。

また、人口及び世帯数は平成 15 年度から増加して人口は 19 年度に、世帯数は 20 年度にピークを迎えて以降は減少に転じ、特に平成 23 年は大幅に減少している。

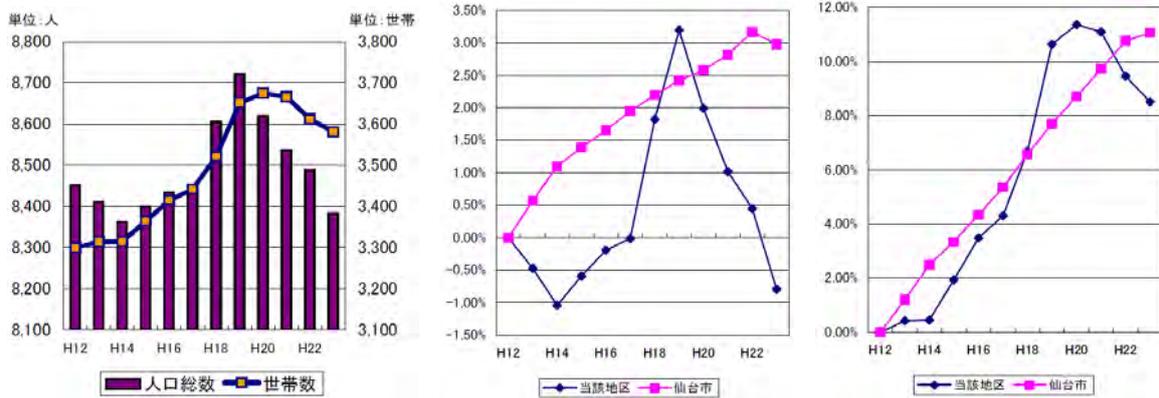
このように減少傾向を見せる当該地区であるが、本事業含め、仙台市震災復興計画の『津波から命を守る』津波防災・住まい再建プロジェクトにおいて、津波被害の危険性が高い地区の移転先として位置づけられており、今後人口の増加が見込まれる。



注) 掲載人口等については、各年 5 月 1 日現在の住民基本台帳を基に集計・加工したもの

出典：仙台市 HP「地域情報ファイル」(http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/1192792_1775.html)

図 5.2-2 年齢別(5 歳)人口(蒲町小学校区)



人口総数及び世帯数の推移

人口増加率 (平成 12 年比)

世帯増加率 (平成 12 年比)

注) 掲載人口等については、各年 5 月 1 日現在の住民基本台帳を基に集計・加工したもの

出典：仙台市 HP「地域情報ファイル」(http://www.city.sendai.jp/manabu/chiiki/keikaku/1192792_1775.html)

図 5.2-3 人口及び世帯数の推移

2) 産 業

(1) 産業の概況

「仙台市基本構想・基本計画」(平成 23 年 3 月 仙台市)によると、概況調査範囲のうち、若林区の国道 4 号沿いには、青果物や鮮魚等を東北一円に供給する中央卸売市場、東北最大の規模を誇る卸商センターなどを中心に、卸売、運輸、印刷などの産業が集積し、本市の流通、工業の中核的機能を担っている。

また、宮城野区内の鉄道沿線を中心に数多くの地区で区画整理事業による基盤整備が行われてきており、特に仙台駅東地区や仙台港背後地などでは、本市の都心や拠点となる地区を形成する新たなまちづくりを進めている。扇町・日の出町地区や仙台港背後地など、市内の工業系用途地域面積の約 6 割が宮城野区にある。特定重要港湾である仙台港は、貨物取扱量が年々増加しており、また同港の周辺地区は基盤整備や流通業務系の産業の集積が進み、都市圏北部の大規模製造業の立地等に伴い、さらなる発展が見込まれている。

さらに、区内に東北楽天ゴールデンイーグルスの本拠地球場が立地し、多くのファンが来場することにより、新たな賑わいの核の一つとなっている。

事業区域は、ほとんどが農地となっており、営農中心地帯である。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、水田などの農地は除塩作業が行われているところである。

(2) 産業構造の特性等

平成 18 年事業所・企業統計調査による仙台市における平成 18 年の産業別の事業所数及び従業者数の状況は、表 5.2-2 に示すとおりである。

事業所数、従業者数ともに第三次産業が全体の 8 割以上を占めており、その中でも卸売・小売・飲食店及びサービス業の占める割合が高くなっている。

仙台市における従業者の産業構成比の推移は、第 1 次産業及び第 2 次産業は減少傾向にある。

概況調査範囲に含まれる宮城野区及び若林区についても、仙台市と同様に第三次産業が全体の8割を占めており、宮城野区はサービス業、若林区は卸売・小売・飲食店の占める割合が最も高くなっている。

表 5.2-2 産業別事業所数及び従業者数

(平成 18 年 10 月 1 日現在)

項目		市・区				
		仙台市	宮城野区	若林区	太白区	
第 1 次産業	農林漁業	事業所数	43	5	7	5
		従業者数(人)	394	58	74	41
第 2 次産業	鉱業	事業所数	7	1	-	4
		従業者数(人)	71	11	-	49
	建設業	事業所数	3,858	800	691	573
		従業者数(人)	43,333	8,795	7,306	4,311
	製造業	事業所数	1,471	425	384	180
		従業者数(人)	23,567	8,353	4,928	2,447
	小計	事業所数	5,336	1,226	1,075	757
		従業者数(人)	66,971	17,159	12,234	6,807
第 3 次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数	48	8	5	6
		従業者数(人)	4,604	743	195	530
	運輸・通信業	事業所数	1,987	633	292	190
		従業者数(人)	50,359	17,117	9,804	4,206
	卸売・小売業・飲食店	事業所数	14,662	2,736	2,668	1,812
		従業者数(人)	141,833	28,447	25,208	16,489
	金融・保険業	事業所数	844	107	80	65
		従業者数(人)	16,096	1,765	1,005	679
	不動産業	事業所数	3,028	656	488	278
		従業者数(人)	11,248	1,560	1,610	876
	サービス業	事業所数	21,011	3,331	2,249	2,582
		従業者数(人)	244,751	42,840	20,909	24,912
	小計	事業所数	41,580	7,471	5,782	4,933
		従業者数(人)	469,316	92,472	58,731	47,692
総数		事業所数	46,959	8,702	6,864	5,695
		従業者数(人)	536,681	109,689	71,039	54,540

出典：仙台市 HP 「統計情報せんだいー仙台市統計書「平成 22 年版」」

(<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/toukeisyo/h22/top.html>)

5.2.2 土地利用

1) 現況土地利用、土地利用の推移・動向

仙台市における現況土地利用の状況は、表 5.2-3 に示すとおりである。

平成 21 年 10 月 1 日現在の仙台市における行政面積は、78,809ha であり、その中でも森林の占める面積が大きく、全体の約 57.6%を占めている。

概況調査範囲に含まれる宮城野区及び若林区、太白区については、宮城野区が 6,200ha、若林区が 5,000ha、太白区が 23,000ha であり、仙台市の総面積に占める割合は、宮城野区 7.9%、若林区 6.3%、太白区 29.2%となっている。

表 5.2-3 現況土地利用

(平成 21 年 10 月 1 日現在)

区分	行政面積	農用地	森林	原野	水面・河川・水路	道路	宅地	その他
面積 (ha)	78,809	6,621	45,387	5	2,581	4,909	12,618	6,688
割合 (%)	100.0	8.4	57.6	0.0	3.3	6.2	16.0	8.5

出典：仙台市 HP「統計情報せんだいー仙台市統計書「平成 22 年版」

(<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/toukeisyo/h22/top.html>)

2) 法令等に基づく用途区分の状況等

仙台市は、周辺 9 市町村とともに仙塩広域都市計画区域を形成し、広域並びに関連施策と連携を図りながら計画的な土地利用と都市施設の配置を行っている。

仙台市における用途地域の指定状況は表 5.2-4 に示すとおりであり、都市計画区域 44,284ha のうち、市街化区域が 17,893ha となっている。

事業区域周辺における用途地域の指定状況は、図 5.2-2 に示すとおりである。事業区域の北から西側、南側に第一種住居地域、北から東側に第二種住居地域が指定されている。

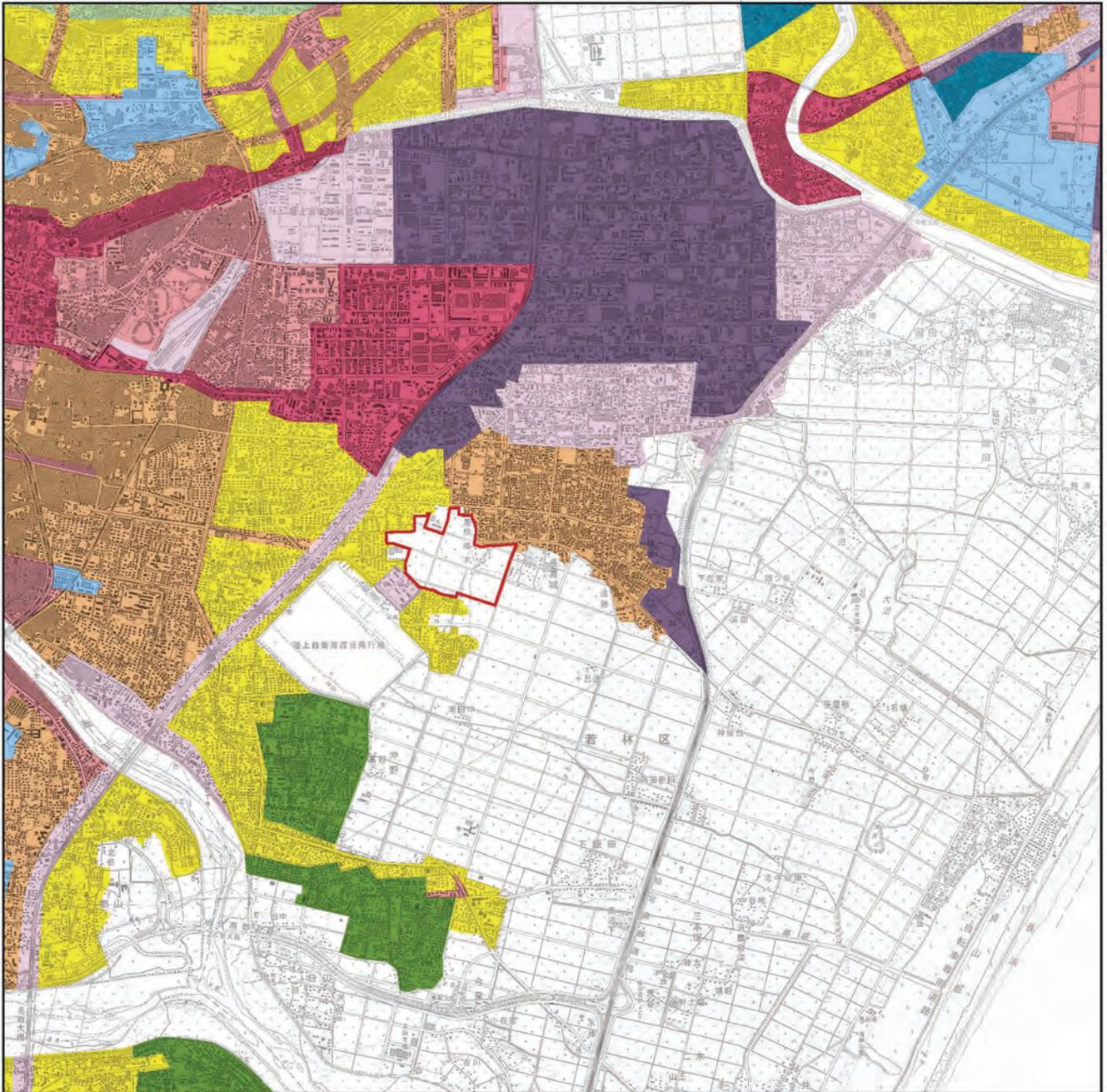
表 5.2-4 用途地域の指定状況

(平成 22 年 10 月 1 日現在)

行政区項目	面積 (ha)	割合 (%)
都市計画区域	44,284	-
市街化区域	17,893	100.0
第一種低層住居専用地域	5,433	30.4
第二種低層住居専用地域	5.9	0.0
第一種中高層住居専用地域	745	4.2
第二種中高層住居専用地域	1,533	8.6
第一種住居地域	2,809	15.7
第二種住居地域	2,562	14.3
準住居地域	64	0.4
近隣商業地域	950	5.3
商業地域	937	5.2
準工業地域	1,134	6.3
工業地域	418	2.3
工業専用地域	1,302	7.3
市街化調整区域	26,400	-
都市計画区域外	34,516	-
市域面積	78,809	-

出典：仙台市 HP「統計情報せんだいー仙台市統計書「平成 22 年版」

(<http://www.city.sendai.jp/kikaku/seisaku/toukei/toukeisyo/h22/top.html>)

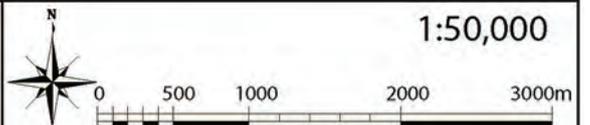


凡 例

- | | | | |
|---|--------------|---|--------|
|  | 事業区域 |  | 近隣商業地域 |
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 商業地域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 準工業地域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 工業地域 |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業専用地域 |
|  | 第二種住居地域 | | |

図 5.2-4 用途地域の指定状況

出典：仙台市都市計画総括図（平成22年 仙台市）



5.2.3 水利用

1) 漁業権の設定の状況

概況調査範囲における公共用水域には、表 5.2-5 に示すとおり漁業権が設定されている。

表 5.2-5 漁業権の設定状況(再掲)

組合名	住所	漁業権が設定されている 河川・湖沼	漁業の名称
広瀬名取川 漁業協同組合	仙台市太白区郡山 字南上河原 7-2	名取川、広瀬川	あゆ漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業、おいかわ漁業、にじます漁業、いわな漁業、やまめ（さくらますを含む）漁業、

出典：宮城県農林水産部水産業振興課資料

2) その他河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況等

概況調査範囲は、広瀬川の愛宕堰から取水した六郷堀や七郷堀から続く農業用水路が整備されており、貴重な水辺のネットワークを形成している。かんがい用水や環境用水として七郷堀、六郷堀より、鞍配堀、仙台堀などが流れており、事業区域には仙台堀が流れている。

また、概況調査範囲には水源地や湧水は存在しない。

温泉（源泉）は仙台七郷温泉及び伊達の湯の 6 箇所が存在する。

事業区域周辺の地下水の利用状況は、6,483m³ となっている（字が全部含まれる荒井宇遠藤西、丑ノ頭、長喜城字山神、宮前を集計した。仙台市への公文書開示請求結果による）。

5.2.4 社会資本整備

1) 交通

(1) 道路・鉄道等の交通網及びその利用の状況

仙台市内における道路の状況は表 5.2-6 に示すとおりであり、道路の総延長は約 3,600km となっている。また、概況調査範囲における主要な道路の状況は図 5.2-5 に示すとおりであり、主要な道路として、仙台東部道路、国道 4 号、主要地方道仙台塩釜線、県道 137 号線（荒井原町線）、県道 235 号線（荒井荒町線）などがある。

表 5.2-6 道路の延長及び面積等(平成 22 年)

種 別	延長(km)	面積(km ²)	舗装延長(km)	舗装率(%)
総 数	3,628.3	28.6	3,444.4	94.9
一般国道	128.3	2.5	128.3	100.0
県 道	232.9	3.1	232.8	100.0
市 道	3,267.1	23.0	3,083.3	96.2

注) 高速自動車国道を除く。

出典：「統計情報せんだいー仙台市統計書 平成 22 年版」(平成 22 年 仙台市)

概況調査範囲における交通量調査地点は図 5.2-5 に、調査結果は表 5.2-7 に示すとおりである。

概況調査範囲における平成 22 年度全国道路街路交通情勢調査（道路交通センサス）による 12 時間交通量は、一般国道 4 号で 55567 台（仙台市若林区若林四丁目）、54510 台（若林区卸町五丁目）となっている。

事業区域における主要な道路である、事業区域北側を通っている県道荒井荒町線（仙台市若林区蒲町）の 12 時間交通量は 8537 台（推計値）となっている。

表 5.2-7 自動車交通量調査結果(平成 22 年度)

調査単位 区間番号	路 線 名 観測地点名	平成 22 年度自動車交通量(台)						昼 間 12 ク 時 比 間 率 (%)	昼 大 間 型 12 車 時 混 入 率 (%)	平成 17 年度自動車 交通量(台)	
		昼間 12 時間自動車交通量 上下合計			24 時間自動車交通量 上下合計					昼間 12 時 間自動車 交通量	24 時間 自動車類 交通量
		小型車	大型車	合計	小型車	大型車	合計				
11035	仙台東部道路 仙台若林 JCT~仙台東 IC	20167	6333	26500	24085	9064	33149	13.2	23.9	20723	25763
1003	一般国道 4 号 仙台市若林区若林四丁目	48231	7336	55567	70010	10562	80572	9.6	13.2	55124	82686
1004	一般国道 4 号 仙台市若林区卸町五丁目	46959	7551	54510	64492	11238	75730	10.1	13.9	52651	76610
4012	主要地方道仙台塩釜線 仙台市若林区六丁の目	30244	4619	34863	39944	5781	45725	9.8	13.2	32833	43662
6010	一般県道荒浜原町線 仙台市若林区大和町四丁目	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2011	一般県道荒浜原町線 仙台市若林区大和町四丁目	27558	3348	30906	35786	4083	39869	11.2	10.8	27249	36365
6021	一般県道荒井荒町線 仙台市若林区蒲町	8076	461	8537	10349	664	11013	10.1	5.4	8976	11759
6023	一般県道荒井荒町線 仙台市若林区三百人町	8800	548	9348	11289	770	12059	8.9	5.9	11621	15224
56009	一般県道荒浜原町線 仙台市若林区荒井字堀添	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
76022	一般県道荒井荒町線 仙台市若林区遠見塚三丁目	10500	553	11053	13442	816	14258	9.5	5.0	11621	15224

出典：平成 22 年度道路交通量調査総括表（仙台市）

注 1) 12 時間交通量・・・午前 7 時から午後 7 時まで

注 2) 調査単位区間番号 6010 及び 56009 はデータなし。斜体の調査単位区間番号 6021 及び 76022、1003 の 24 時間値は推計値

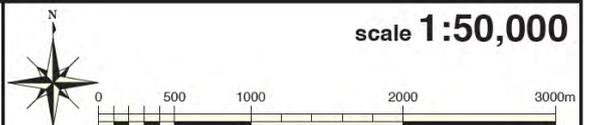


凡 例

- 事業区域
- 高速自動車道
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 仙16 交通量調査地点

図 5.2-5 主要な道路及び交通量調査地点

出典：平成17年度道路交通量調査総括表（宮城県）



2) 上水道・下水道

(1) 上水道・下水道の整備の状況

仙台市の上水道は、大正 12 年の給水開始以来、数次にわたり拡張事業と配水管整備事業を行っている。平成 21 年度末現在の給水量は 1 日最大 37.3 万 m³ で、給水人口は 101.7 万人（普及率 99.4%）、年間給水量は 1 億 2,226 万 m³ となっている。

仙台市の下水道は、明治 32 年、東京、大阪に次いで全国で 3 番目に整備され、平成 21 年度末における汚水処理施設の整備状況は、公共下水道、農業集落排水、地域下水道を合わせ普及率 99.3% に達している。また、平成 21 年度末現在の処理区域面積は 17,071ha、処理区域人口 1,012,722 人となっている。

(2) 将来計画等

「仙台市水道事業基本計画」によると、社会経済状況の変化や水道利用者の節水意識の定着などを背景として、近年の水需要の伸びは鈍化してきており、将来とも大幅に増加することは見込まれない状況であるとされる。

また、水源水量については、これまでの取り組みの結果、需要を十分に賄い得るだけの水量が確保されており、当面、新たな水源開発は必要とされない状況であるとされる。

こうした背景を受け、同計画においては、計画年度である平成 21 年度における計画値として、行政区域内人口 1,112,600 人、給水区域内人口 1,116,200 人（富谷町を含む）、給水人口 1,116,100 人（富谷町を含む）、給水普及率 100%、一日最大給水量 523,200m³ としている。

また、仙台市の下水道事業は平成 13 年に定められた「仙台市下水道基本計画」に基づいて進められている。「仙台市下水道基本計画」は、仙台市全体の計画である「仙台市基本構想」や「仙台市基本計画」を、下水道の仕事を通じて実現するために定められたもので、計画の目標年度を平成 32 年とし、これからの下水道が目指す方向性と目標を定めている。

3) 廃棄物処理施設等

(1) 廃棄物処理施設の整備の状況

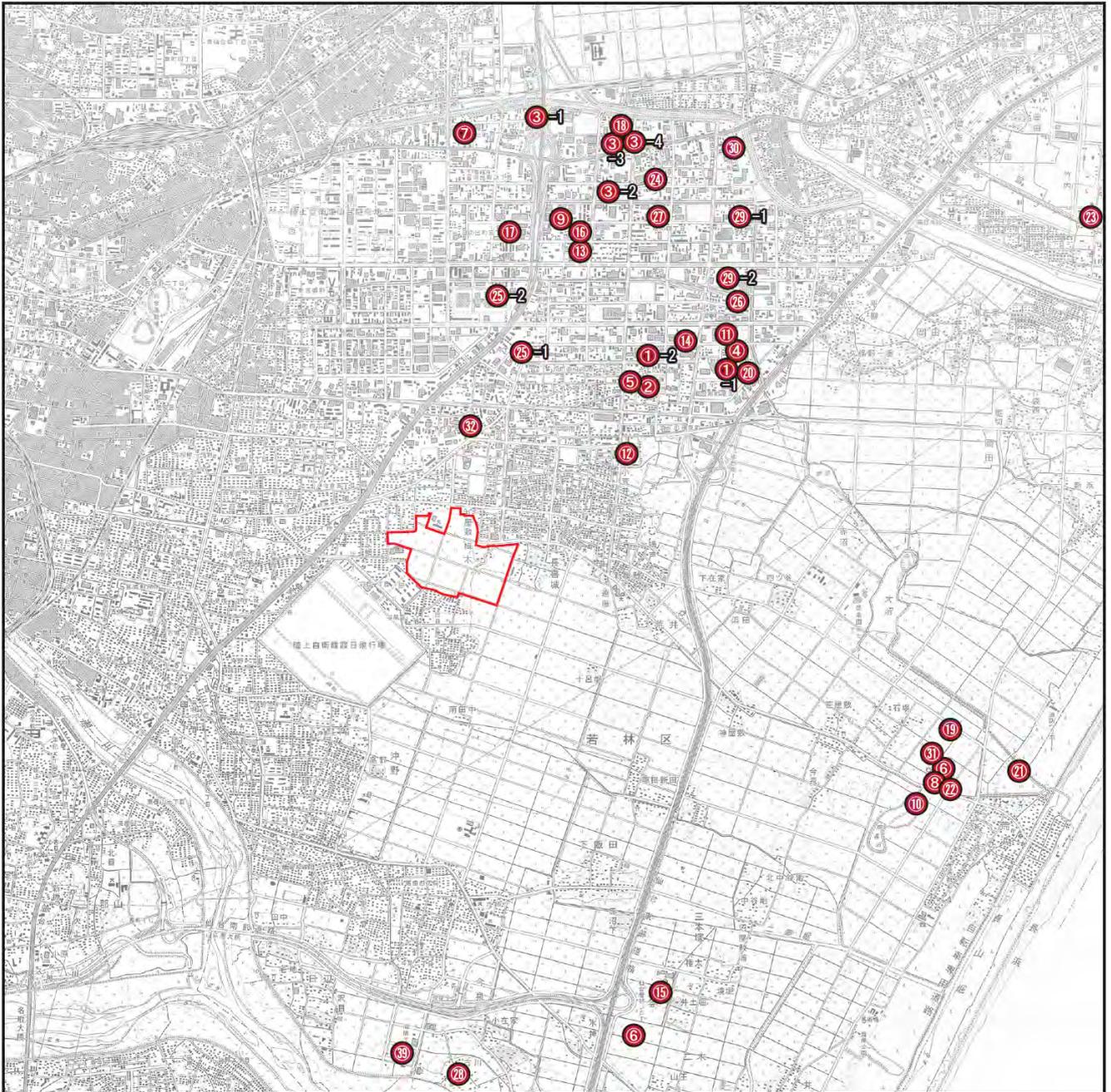
概況調査範囲における産業廃棄物中間処理施設等の整備の状況は、表 5.2-8 及び図 5.2-6 に示すとおりである。事業区域にはこれらの施設は存在しない。

なお、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震により、仙台東部道路より東側は特に津波の被害を受け、海岸近くに位置する産業廃棄物中間処理施設等にも被害が及んでいるものと推察される。

表 5.2-8 産業廃棄物中間処理施設等の整備状況

番号	許可業者名	施設の設置場所
1	鈴木工業㈱	仙台市若林区卸町東 5-3-28
		仙台市若林区卸町東 4-4-25
2	相田化学工業㈱	仙台市若林区六丁の目北町 4-3
3	協業組合仙台清掃公社	仙台市宮城野区日の出町 1-7-10
		仙台市宮城野区扇町 2-3-40
		仙台市宮城野区扇町 1-6-35
		仙台市宮城野区扇町 1-6-21
4	㈱皆川紙業	仙台市若林区鶴代町 5-4
5	相田化学工業㈱	仙台市若林区六丁の目北町 4-3
6	大和工業㈱	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-13
7	松田産業㈱	仙台市宮城野区日の出町 1-1-13
8	全環衛生事業協同組合	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-2
9	宮城第一メタル㈱	仙台市宮城野区扇町 3-1-41
10	田中産業㈱	仙台市若林区荒浜字南長沼 14-20
11	大成ロテック㈱	仙台市若林区卸町東 5-1-36
12	㈱鈴木興業	仙台市若林区六丁目字柳堀南 66-2
13	鳥羽建設工業㈱	仙台市宮城野区扇町 3-6-6
14	東北黒沢建設工業㈱	仙台市若林区卸町東 4-4-28
15	㈱宮城公害処理	仙台市若林区三本塚字荒谷 85
16	㈱鎌田建設	仙台市宮城野区扇町 3-4-2
17	㈱エス・ケイ・ディ	仙台市宮城野区日の出町 3-5-4
18	㈱ミカド金属	仙台市宮城野区扇町 1-6-30
19	㈱秋山建材	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-79
20	鈴木工業㈱	仙台市若林区卸町東 5-3-28
21	(有)大久保産業	仙台市若林区荒浜字谷地中林 1-1
22	㈱コウユウ	仙台市若林区荒浜字北長沼 1-2
23	㈱大久保産業	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内 196-1
24	㈱佐彦	仙台市宮城野区扇町 5-4-7
25	(有)仙台福祉清掃社	仙台市若林区六丁の目西町 7-24
		仙台市若林区卸町 4-3-1 (仙台市中央卸売市場内)
26	㈱クリーンタグチ	仙台市若林区鶴代町 4-31
27	㈱吉田レミコン	仙台市宮城野区扇町 4-1-29
28	(有)東部総業	仙台市若林区今泉市古川 106
29	オデッサ・テクノス㈱	仙台市宮城野区扇町 7-1-31
		仙台市宮城野区扇町 7-4-3
30	㈱ログ	仙台市宮城野区扇町 6-2-2
31	(有)ミヤショウ	仙台市若林区荒浜字北長沼 24-13
32	梶原電気㈱	仙台市若林区六丁の目元町 13-16

出典：仙台市産業廃棄物処理業者名簿（仙台市廃棄物指導課 平成 22 年 4 月 1 日現在）

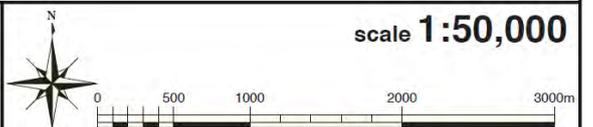


凡 例

- 事業区域
- 産業廃棄物中間処理施設等

図 5.2-6 産業廃棄物中間処理施設等位置

出典：仙台市産業廃棄物処理業者名簿（仙台市廃棄物指導課）



(2) その他、関連する社会資本の整備状況等

① 土地区画整理事業等の整備状況

概況調査範囲における土地区画整理事業の整備状況は、表 5.2-9 及び図 5.2-7 に示すとおりであり、平成 22 年 3 月現在では荒井（公共団体施行）、荒井東で施行されている。なお、荒井南地区でも整備が予定されている。

表 5.2-9 土地区画整理事業等の整備状況

区分	番号	地区名	面積(ha)	施行期間(年度)	
仙台市	施行済	1	原町工業第二	32.4	昭和 16 年～昭和 26 年
		2	原町工業第三	60.7	昭和 16 年～昭和 50 年
		3	原町東部第一第一工区	214.2	昭和 41 年～昭和 47 年
		4	流通センター第一	85.5	昭和 42 年～昭和 51 年
		5	流通センター第二	60.1	昭和 46 年～昭和 50 年
		6	原町東部第一第二工区	138.3	昭和 45 年～昭和 51 年
		7	原町東部第三	298.6	昭和 49 年～平成 5 年
		8	南小泉北部	32.8	昭和 44 年～昭和 49 年
		9	六丁の目東	7.7	平成 9 年～平成 13 年
	施行中	10	荒井	149.9	昭和 61 年～平成 27 年
		11	荒井東	33.7	平成 21 年～平成 27 年
	施工予定	12	荒井南	—	—

出典：仙台市 HP「土地区画整理事業地区一覧」

(http://www.city.sendai.jp/toshi/kukakuseiri/kukakuseiri/past_lst.html)

② 工業用水道の整備状況

概況調査範囲における工業用水道の整備状況は、表 5.2-10 及び図 5.2-8 に示すとおりであり、概況調査範囲には仙塩工業用水道、仙台圏工業用水道がある。

仙塩工業用水道は、仙塩特定地域総合開発計画の一環として、昭和 32 年度から昭和 38 年度までの 7 か年間で建設されたもので、昭和 36 年 11 月から仙塩地区へ給水を開始している。昭和 39 年、仙塩地区を含む仙台湾地区が新産業都市に指定され、昭和 46 年の仙台港開港等により工業導入も急速に進展し、本工業用水道はそれらの地域開発に大きく寄与してきた。

また、地盤沈下が顕著な仙台市苦竹地区等においては、地下水に代わる水源としての大きな役割を果たしている。本工業用水道は、建設後相当の期間を経過し、配水管等の老朽化が著しくなったことから、昭和 49 年度から昭和 63 年度の 15 ヶ年間で改築工事を実施し、また平成元年度から建設を進めてきた仙台市泉地区及び富谷町成田地区への給水地域の拡張工事も平成 5 年度に終了し、平成 6 年 4 月 1 日から給水を開始した。

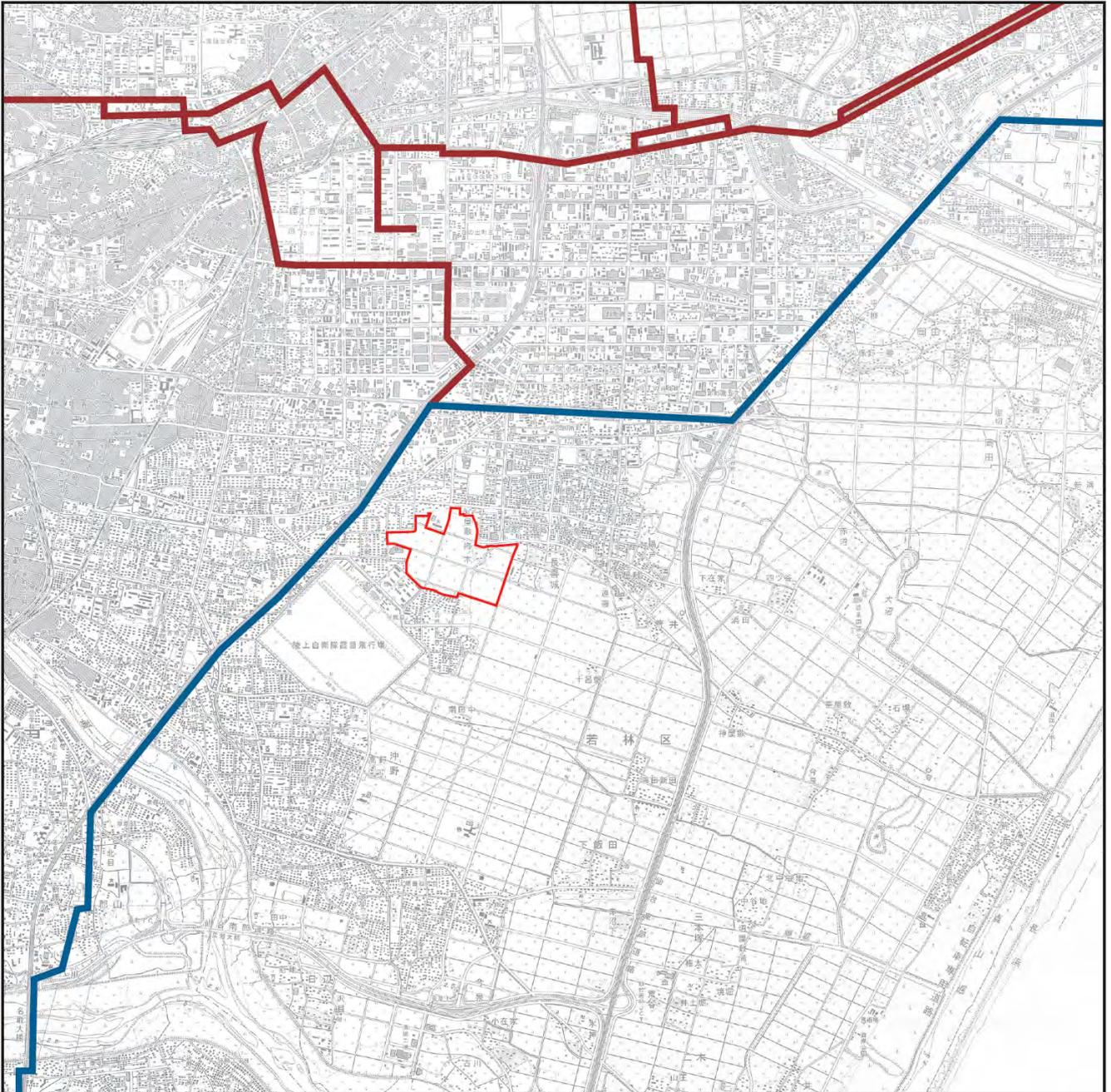
仙台圏工業用水道は、仙台港背後地の工業開発により既設の仙塩工業用水道事業のみでは需要に応ずる余力がなくなることが見込まれたことから、昭和 47 年度から昭和 51 年度までの 5 か年間で建設されたもので、昭和 51 年 10 月 1 日から給水を開始している。

仙台港背後地に立地する石油精製、都市ガス、火力発電、鉄鋼関連、ビール製造の企業等のほか、名取市及び利府町の企業にも給水しており、一日最大 100,000 m³の供給能力を持っている。

表 5.2-10 工業用水道の整備状況

水 源	一級河川名取川水系大倉川（大倉ダム）	一級河川名取川水系碓石川（釜房ダム）
取 水	広瀬川四ツ谷堰（仙台市青葉区折立郷六） 大倉ダム放流水 一日最大 100,000 m ³	名取川頭首工（名取市高館熊野堂） 釜房ダム放流水 （取水量）一日最大 100,000 m ³
給水能力	一日最大 100,000 m ³	一日最大 100,000 m ³
水 質	（水温）摂氏 1 度～25 度 （濁度）10 度以下 （水素イオン濃度）pH6.0～8.0 （総硬度）120mg/L 以下	原水供給
給水区域	仙台市・塩竈市・多賀城市・七ヶ浜町・富谷町・大和町	仙台市・多賀城市・七ヶ浜町・名取市・利府町

出典：宮城県企業局水道経営管理室資料

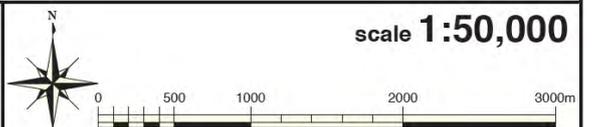


凡 例

- 事業区域
- 仙塩工業用水道
- 仙台圏工業用水道

図 5.2-8 工業用水道の整備状況

出典：宮城県企業局水道経営管理室資料（宮城県）



③農業生産基盤等の整備状況

概況調査範囲における農業生産基盤等の整備状況は、表 5.2-11 に示すとおりである。

また、土地基盤整備開発計画は表 5.2-12 に、農村生活環境施設整備状況は表 5.2-13 に、農村生活環境施設整備計画は表 5.2-14 に、農業近代化施設整備状況は表 5.2-15 に、農業近代化施設整備計画は表 5.2-16 に、それぞれ示すとおりである。

事業区域は、県営ほ場整備事業（七郷）の受益地に含まれている。

また、「仙台市実施計画（平成 24～27 年度）」の「100 万人の復興プロジェクト」では、東部地域において、農業生産基盤の再生や強化、高付加価値化や異業種間の連携などを促進し、「農と食のフロンティア」としての復興を図るとしている。

表 5.2-11 農業生産基盤の整備状況

番号	事業名	地区名	受益面積	事業費	事業内容	事業主体	開始	終了
2	第一次農業構造改善事業	萩 袋	33.2	26,070	区画整理 33.2ha	萩袋共同 施行	昭和44年	昭和44年
3	県営ほ場整備事業	七郷第三	374	3,149,000	区画整理 374.0ha	宮城県	昭和55年	平成3年
5	県営湛水防除事業	田 子	122.4	940,000	排水機場	宮城県	昭和63年	平成4年
7	小規模排水対策特別事業	原 田	10	57,310	区画整理 10.0ha	七郷土地 改良区	昭和56年	昭和57年
8	県営ほ場整備事業	七 郷	493	2,420,520	区画整理 493.0ha	宮城県	昭和46年	昭和58年
9	県営ほ場整備事業	七郷第二	427	2,549,000	区画整理 427.0ha	宮城県	昭和48年	昭和60年
10	団体営かんがい排水事業	二郷堀	562	512,545	排水機2、樋門 1、水路2,027m	仙台市	昭和41年	昭和48年

出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）

表 5.2-12 土地基盤整備開発計画

番号	事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積
1	排水改良	排水機場	高砂南部	500ha
2	ほ場整備	区画整理	六郷	450ha
3	農道整備	道路改良	六郷	—
4	用排水改良	用排水路改良	七郷	—
5	用排水改良	用排水路改良	六郷	—
6	用水改良	水質保全	赤沼	12ha

出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）

表 5.2-13 農村生活環境施設整備状況

番号	事業名	地区名	事業費	事業内容	事業主体	開始	終了
1	農業集落排水事業	笹 屋	752,000	受益人口：570 人、 受益戸数：124 戸、管路：3.3km	仙台市	昭和63年	平成3年
2	農業集落排水事業	藤 田	1,049,000	受益人口：1,090 人、 受益戸数：234 戸、管路：4.6km	仙台市	平成元年	平成4年
3	農業集落排水事業	四ッ谷	1,405,000	受益人口：1,210 人、 受益戸数：61 戸、管路：4.2km	仙台市	平成5年	平成7年
4	農業集落排水事業	小在家	1,141,000	受益人口：880 人、 受益戸数：188 戸、管路：7.1km	仙台市	昭和62年	平成3年
5	農業集落排水事業	井 土	2,339,000	受益人口：900 人、 受益戸数：196 戸、管路：9.4km	仙台市	平成4年	平成7年
6	農業集落排水事業	三本塚	1,377,000	受益人口：530 人、 受益戸数：108 戸、管路：5.2km	仙台市	平成5年	平成7年
7	農業集落排水事業	下飯田	1,231,000	受益人口：630 人、 受益戸数：131 戸、管路：4.0km	仙台市	平成6年	平成9年

出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）

表 5.2-14 農村生活環境施設整備計画

番号	事業名	地区名	事業費	事業内容	事業主体	開始	終了
9	用水改良	大沼	—	受益面積：135ha	仙台市	—	—

出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）

表 5.2-15 農業近代化施設整備状況

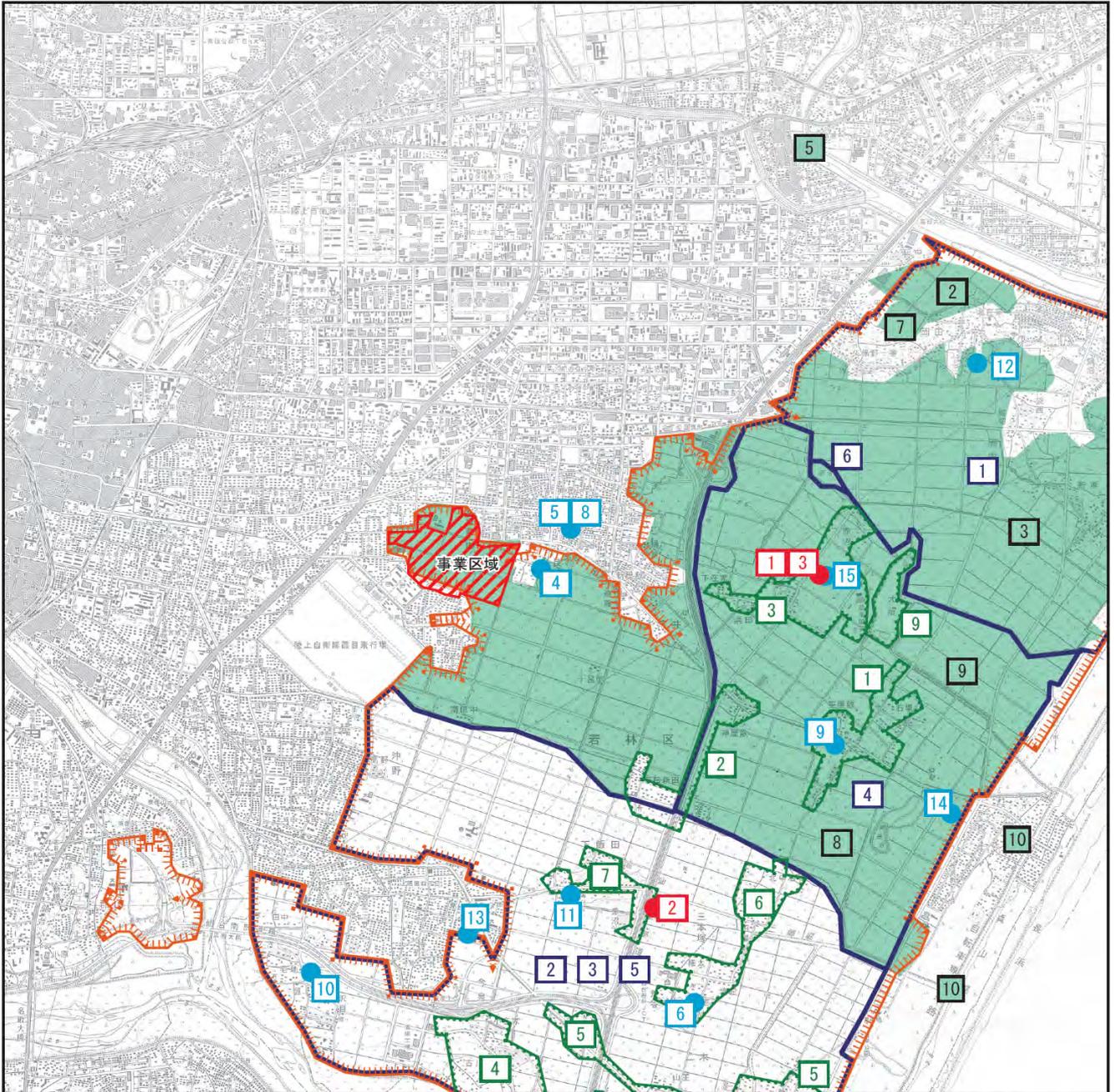
番号	事業種目	受益面積	受益戸数	事業費	施設の名称		事業着工完了年度	事業主体
					名称	数量・規模		
4	大規模共同育苗施設設置事業	100	18	—	育苗センター	100ha 規模	昭和 46 年度	長喜城育苗施設共同利用組合
5	大規模共同育苗施設設置事業	50	3	—	育苗センター	50ha 規模	昭和 48 年度	上荒井水稲協業組合
6	大規模共同育苗施設設置事業	100	17	—	育苗センター	100ha 規模	昭和 47 年度	三本塚結農クラブ
8	生産集団機械化促進事業	20	3	9,375	ライスセンター	20ha 規模	昭和 49 年度	上荒井水稲協業組合
9	良質米生産集団育成事業	20	6	17,600	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 56 年度	笹屋敷水稲施設共同利用組合
10	土地利用型集団営農推進対策事業	20	7	16,834	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 53 年度	日辺機械利用組合
11	高位生産営農特別促進対策事業	26	7	23,644	ライスセンター	33 石 4 基	昭和 59 年度	下飯田水稲協業組合
12	良質米中核集団育成事業	25	7	24,100	ライスセンター	33 石 3 基	昭和 61 年度	下岡田水稲協業組合
13	野菜集団産地育成事業	248	160	17,160	集出荷所	1 棟 231m ²	昭和 56 年度	仙台市農業協同組合
14	農業経営基盤強化支援対策事業	60	1	99,476	ライスセンター	1 棟	平成 8 年度	農業組合法人荒浜農産
15	農業生産体質強化推進対策事業	520	—	248,950	カンントリーエレベーター	—	平成 10 年度	仙台市農業協同組合

出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）

表 5.2-16 農業近代化施設整備計画

番号	事業の種類	事業の概要	受益地区	受益面積
1	共同処理加工貯蔵施設	大豆共同乾燥調製施設	七郷	150ha
2	共同処理加工貯蔵施設	大規模乾燥調製施設	六郷	300ha
3	共同栽培管理施設	育苗センター	七郷	—

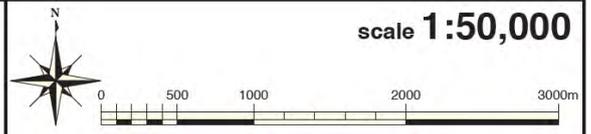
出典：仙台農業振興地域整備計画書（平成 24 年 1 月）



- 凡例**
- 事業区域
 - 農業振興地域
 - 10 農産基盤の整備
 - 2 第一次農業構造改善事業 萩袋
 - 3 県営ほ場整備事業 七郷第三
 - 5 県営湛水防除事業 田子
 - 7 小規模排水対策特別事業 原田
 - 8 県営ほ場整備事業 七郷
 - 9 県営ほ場整備事業 七郷第二
 - 10 団体営かんがい排水事業 二郷堀
 - 農村生活環境施設整備
 - ① 笹屋 ② 藤田 ③ 四ッ谷 ④ 小在家
 - ⑤ 井土 ⑥ 三本塚 ⑦ 下飯田
 - 農業近代化施設整備状況
 - 4 大規模共同育苗施設設置事業 (育苗センター)
 - 5 大規模共同育苗施設設置事業 (育苗センター)
 - 6 大規模共同育苗施設設置事業 (育苗センター)
 - 8 生産集団機械化促進事業 (ライスセンター)
 - 9 良質米生産集団育成事業 (ライスセンター)
 - 10 土地利用型集団営農推進対策事業 (ライスセンター)
 - 11 高位生産営農特別促進対策事業 (ライスセンター)
 - 12 良質米中核集団育成事業 (ライスセンター)
 - 13 野菜集団産地育成事業 (集出荷所)
 - 14 農業経営基盤強化支援対策事業 (ライスセンター)
 - 15 農業生産体質強化推進対策事業 (カントリーエレベーター)
 - 農業近代化施設整備計画
 - 1 大豆共同乾燥調製施設 七郷
 - 2 大規模乾燥調製施設 六郷
 - 3 育苗センター 七郷
 - 土地基盤整備開発計画
 - 1 排水機場 高砂南部
 - 2 区画整理 六郷
 - 3 道路改良 六郷
 - 4 用排水路改良 七郷
 - 5 用排水路改良 六郷
 - 6 水質保全 赤沼

図 5.2-9 農産基盤等の整備状況

出典：仙台農業振興地域整備計画（平成 24 年 1 月 仙台市）



5.2.5 環境の保全等についての配慮が特に必要な施設等

1) 学校、病院、文化施設、福祉施設の配置の状況

社会生活上、環境配慮が特に必要な施設として、学校、幼稚園、病院、文化施設等が挙げられる。概況調査範囲における学校、病院等、環境への配慮が特に必要な施設の状況は、表 5.2-17 及び図 5.2-10 に示すとおりである。

2) 住宅の配置の状況

「平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」等によると、事業区域内にこれらの施設はないが、隣接して学校や幼稚園などが存在する。

また、住宅については、「仙台市都市計画総括図」によると、事業区域の北側から西側には市街化区域である第一種住居地域が位置し、北側から東側にかけては第二種住居地域が位置している。また、事業区域の南西側の一部に接して準工業地域が位置している。事業区域の南東側は大部分が水田を中心とした土地利用の中に住宅が点在している。

事業区域周辺における用途地域の指定状況は、図 5.2-4 に示したとおりである。

表 5.2-17(1) 配慮が特に必要な施設

区分	番号	名称	区分	番号	名称	
小学校	1	六郷小学校	高等学校	3	仙台市立仙台南萩陵高等学校	
	2	郡山小学校		4	仙台市立仙台大志高等学校	
	3	荒浜小学校		5	宮城県立仙台東高等学校	
	4	沖野東小学校		6	宮城県立仙台第一高等学校	
	5	八本松小学校		7	宮城県立聴覚支援学校	
	6	沖野小学校		適応指導センター・教室	1	適応指導教室「杜のひろば・太白」
	7	若林小学校			2	適応指導教室「杜のひろば・若林」
	8	古城小学校	3		適応指導教室「杜のひろば・宮城野」	
	9	遠見塚小学校	保育所	1	上飯田横堀保育所	
	10	七郷小学校		2	上飯田くるみ保育園	
	11	南材木町小学校		3	ろりぼっぷ保育園	
	12	蒲町小学校		4	飯田保育所	
	13	南小泉小学校		5	しげる保育園	
	14	大和小学校		6	ズ木保育所	
	15	岡田小学校		7	沖野保育所	
	16	東宮城野小学校		8	ダーナ保育園	
	17	宮城野小学校		9	若林保育所	
	18	榴岡小学校		10	南小泉保育所	
	19	鶴巻小学校		11	あつぶる保育園	
	20	原町小学校		12	蒲町保育所	
	21	高砂小学校		13	荒井青葉保育園	
	22	幸町南小学校		14	木ノ下保育所	
	23	新田小学校		15	やまとまちあから保育園	
	24	幸町小学校		16	六丁の目マザーグース保育園	
	25	東仙台小学校		17	卸町光の子保育園	
中学校	1	六郷中学校		保育所	18	萩野町保育所
	2	郡山中学校	19		扇町まるさんかくしかく保育園	
	3	沖野中学校	20		五城保育園	
	4	七郷中学校	21		鶴巻保育所	
	5	八軒中学校	22		乳銀杏保育園	
	6	南小泉中学校	23		原町すいせん保育所	
	7	蒲町中学校	24		高砂保育所	
	8	東華中学校	25		東仙台保育所	
	9	宮城野中学校	26		新田すいせん保育所	
	10	高砂中学校	27		中江保育園	
	11	幸町中学校	28		福田町保育所	
	12	東仙台中学校	29		保育所新田こぼと園	
	13	田子中学校	30		中野榮あしぐろ保育所	
高等学校	1	仙台市立仙台工業高等学校	31	小田原保育園		
	2	仙台市立仙台第二工業高等学校	32	東盛マイトリー園		

表 5.2-17(2) 配慮が特に必要な施設

区分	番号	名称	区分	番号	名称
せい だい 保育 室	1	おおぞら保育園	病 院	1	内科河原町病院
	2	のぞみ保育園		2	NTT 東日本東北病院
	3	ちびっこひろば保育園		3	仙台整形外科病院
	4	あつぷる保育園		4	仙台中央病院
	5	おもちゃばこ保育園		5	独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター
	6	小野寺保育室		6	自衛隊仙台病院
	7	空飛ぶくちら共同保育所		7	安田病院
	8	カール英会話ほいくえん		8	東北厚生年金病院
	9	六丁の目保育園		9	中嶋病院
	10	ちゃいるどらんど六丁の目保育園		10	仙台中江病院
	11	ブルーベリーズ保育園		11	財団法人東北予防衛生会青葉病院
	12	ハニー保育園		12	国家公務員共済組合連合会 東北公済病院宮城野分院
	13	マザーズ・サンブラザ保育園		13	財団法人光ヶ丘スベルマン病院
	14	小田原こりのうた保育園	診 療 所	1	東部休日診療所
	15	宮城野保育園	児 童 養 護 施 設 等	1	地域小規模児童養護施設 井田ホーム
	16	マミーランド保育園		2	児童養護施設 小百合園
	17	保育園ソレイユ		3	児童養護施設 ラ・サール・ホーム
	18	童和保育園	福 祉 施 設 (障 害 の あ る 方)	1	工房けやき
	19	新田らぼむ保育園		2	仙台市上飯田たんぼぼホーム
	20	愛児園		3	みどり工房若林
	21	カール英会話プリスクール		4	なのはな園
幼 稚 園	1	袋原幼稚園		5	つどいの家・コベル
	2	ドリーム幼稚園		6	まどか荒浜
	3	ろりぼぶ幼稚園		7	わ・は・わ沖野
	4	しげる幼稚園		8	そよかぜ広場
	5	六郷幼稚園		9	第2わたげ
	6	若林幼稚園		10	わたげ
	7	古城幼稚園		11	仙台市若林障害者福祉センター
	8	七郷幼稚園		12	わ・は・わ遠見塚
	9	蒲町幼稚園		13	わたげの家
	10	小さき花幼稚園		14	わたげの樹
	11	やまと幼稚園	15	ほわっと・わたげ	
	12	エコーノワール幼稚園	16	南材ホーム	
	13	るり幼稚園	17	びぁ	
	14	聖和幼稚園	18	フォンテーヌ	
	15	六丁目幼稚園	19	わはわ	
	16	聖ウルスラ学院英智幼稚園	20	れいんぼう倶楽部	
	17	志波幼稚園	21	ばれった・けやき木ノ下	
	18	しらとり幼稚園	22	のぞみ苑	
	19	東岡幼稚園	23	ばれった・けやき宮城野	
	20	ふくだまち幼稚園	24	ワーキングギルド花梨	
	21	清水幼稚園	25	アトリエ・ぶどうの木	
	22	あけぼの幼稚園	26	びぁ	
	23	みやぎ幼稚園	27	仙台市白鳥たんぼぼホーム	
	24	さいわい幼稚園	28	アクティブ・デイ	
	25	東盛幼稚園	29	仙台市宮城野障害者福祉センター	
	26	なかの幼稚園	30	喫茶ルームばれった	
児 童 ・ 童 舎	1	六郷児童館	31	縁むすび	
	2	郡山児童館	32	アロー萌木	
	3	沖野児童館	33	しおり	
	4	沖野マイスクール児童館	34	コッペ	
	5	八本松児童館	35	第二啓生園	
	6	若林児童館	36	宮城県障害者福祉センター	
	7	遠見塚児童館	37	啓生園(通所併設)	
	8	古城児童館	38	啓生園	
	9	南材木町児童館	39	宮城野雲母倶楽部+r i ふ	
	10	七郷児童館	40	ふるたいむ	
	11	蒲町児童館	福 祉 施 設 (高 齢 の 方)	1	仙台市中田老人憩の家
	12	若林区中央児童館		2	仙台市郡山老人福祉センター
	13	大和児童館		3	仙台市郡山老人憩の家
	14	岡田児童館		4	仙台市荒浜老人憩の家
	15	宮城野児童館		5	仙台市沖野老人福祉センター
	16	榴岡児童館		6	仙台市若林老人憩の家
	17	鶴巻児童館		7	仙台市遠見塚老人憩の家
	18	東部児童館		8	仙台市南材老人憩の家
	19	高砂児童館		9	仙台市蒲町老人憩の家
	20	幸町南児童館		10	仙台市大和老人憩の家
	21	幸町児童館		11	仙台市岡田老人憩の家
	22	新田児童館		12	仙台市宮城野老人憩の家
	23	福室児童館		13	仙台市原町老人憩の家
	24	田子児童館		14	仙台市鶴巻老人憩の家

表 5.2-17(3) 配慮が特に必要な施設

区分	番号	名称	区分	番号	名称	
福祉施設 (高齢の方)	15	仙台市高砂老人福祉センター	地域 包括 支援 セン ター	2	荒浜地域包括支援センター	
	16	仙台市小鶴老人福祉センター		3	郡山地域包括支援センター	
	17	仙台市新田老人憩の家		4	遠見塚地域包括支援センター	
	18	仙台市東仙台老人憩の家		5	河原町地域包括支援センター	
デイ サー ビス セン ター	1	中田デイサービスセンターふれあい	老人 ホー ム	6	高砂地域包括支援センター	
	2	袋原デイサービスセンター		7	福田町地域包括支援センター	
	3	荒浜デイサービスセンター		1	杜の里	
	4	仙台市郡山デイサービスセンター		2	ハートフル仙台	
	5	アイケアデイサービスセンター		3	潮音荘	
	6	認知症対応型通所介護いこいの園		4	松涛館	
	7	デイサービス憩いの園		5	六郷の杜	
	8	はあとふるケアサービス		6	アイケアサービス仙台株式会社そらの苑	
	9	沖野デイサービスセンター		7	萩の風	
	10	アースサポート株式会社アースの森八本松デイサービスセンター		8	住宅型有料老人ホーム憩いの園	
	11	サテライトグリーンフィールズ八本松		9	シルバーホームしずか苑	
	12	セントケア若林		10	チアフル遠見塚	
	13	デイサービスセンターすだちの里		11	ニチイのきらめき仙台若林	
	14	遠見塚デイサービスセンター		12	かつちゃん家荒井	
	15	内科河原町病院あんずデイサービス		13	なでしこの館	
	16	アースサポート株式会社アースの森河原町デイサービスセンター		14	有料老人ホームやすらぎ苑仙台	
	17	しあわせの郷遠見塚3丁目デイサービス		15	りらく苑木ノ下	
	18	ケアパートナー若林		16	グループリビング美の里苑	
	19	アシスト中倉デイサービス		17	グループリビングフロージュ福田町	
	20	デイケアハウスあんしんどう中倉		18	ケアハウスJ&B	
	21	テルウェル五十人町デイサービスセンターひなたぼっこ		19	J&B	
	22	デイサービスセンター大和		20	ベストライフ仙台東	
	23	ほっと・居久根		21	シルバーハウスドンクマサー東仙台	
	24	仙台中倉デイサービス		22	ザ・サンシャイン仙台	
	25	バイタルケア若林デイサービスセンターさふらの家		23	りらく苑幸町	
	26	サテライトケアセンター仙台東通所介護事業所		24	宮城野の里	
	27	木ノ下デイサービスセンターコスモス		25	ルポ福室	
	28	デイサービス美の里		グ ル ー プ ホ ー ム	1	グループホームあつたかいごこおりやま
	29	デイサービスセンターにこトピア萩野町			2	グループホームすだちの里
	30	デイサービスセンターフロージュ福田町			3	くつろぎ保養館仙台東
	31	萩野町デイサービスセンターふれあい			4	しあわせの郷遠見塚3丁目グループホーム
	32	きらりデイサービスセンター宮城野			5	テルウェルグループホームひなたぼっこ
	33	セントケア福田町			6	ニチイのほほえみ仙台やまとまち
	34	夢のふれあい村			7	グループホームなんてん伊在荘
	35	特定非営利活動法人ゆうあんどあいデイサービスはらのまち			8	グループホームにこトピア萩野町
	36	さくらデイサービス精華			9	ふれあいの家白鳥
	37	清水沼デイサービスセンター			10	グループホームやわらぎ
	38	仙台市高砂デイサービスセンター			11	グループホームよもぎ塾
	39	デイサービスセンタードンクマサー東仙台		老 人 保 健 施 設	1	老人保健施設はくれない
	40	ふくむろ接骨院デイサービスセンター			2	春風のころ
	41	デイサービスセンターなごや東仙台			3	リハビリパーク仙台東
	42	福田町デイサービスセンターI			4	けやき
	43	社会福祉法人宮城厚生福祉会福田町デイサービスセンターII		老 人 短 期 入 所 施 設	5	リハビリパーク高砂
	44	心彩村〜つむぎ〜			1	六郷の杜
	45	デイサービスわかなの杜			2	内科河原町病院あんずショートステイ
	46	デイサービス日だまり			3	みはるの杜
	47	サンテラス風家		4	短期入所生活介護施設福田町	
地域 包括 支援 セン ター	1	六郷地域包括支援センター		5	わかなの杜	

出典：平成 21 年度 仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書（平成 22 年 仙台市）

宮城県 HP「私立学校名簿」(<http://www.pref.miyagi.jp/sibun/sigaku/sigaku-rist/sigakumeibo.html>)

学校：仙台市 HP「市立学校一覧」(<http://www.city.sendai.jp/kyouiku/gakuji/index1.html>)

幼稚園：仙台市 HP「幼稚園一覧」(<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0679.html>)

病院：宮城県 HP「宮城県病院名簿」(<http://www.pref.miyagi.jp/iryou/subindex03.htm>)

文化施設、コミュニティセンター：仙台市 HP「施設案内」(<http://www.city.sendai.jp/shisetsu/index.html>)

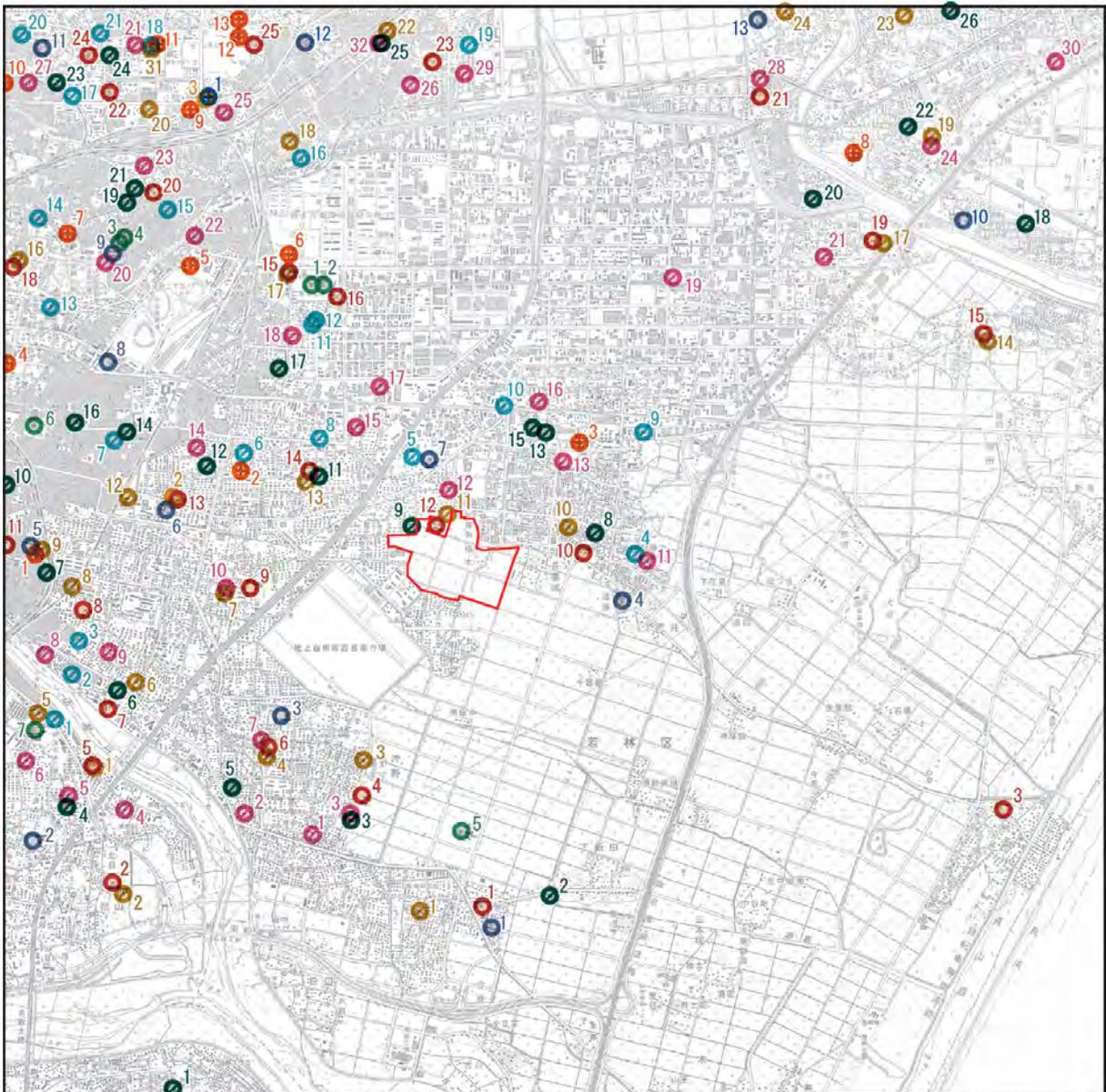
市民センター：(財)仙台ひと・まち交流財団 HP

(<http://www.stks.city.sendai.jp/hito/WebPages/sisetu/simin/sisetu/index.html>)

福祉施設(高齢)：仙台市 HP「市内施設一覧」(<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryoyou/index.html>)

福祉施設(障害)：仙台市 HP「障害者施設一覧」(<http://www.city.sendai.jp/fukushi/korei/shiryoyou/index.html>)

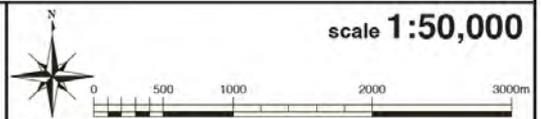
福祉施設(保育所)：仙台市 HP「保育所一覧」(<http://www.city.sendai.jp/fukushi/kosodate/hoikusho/0665.html>)

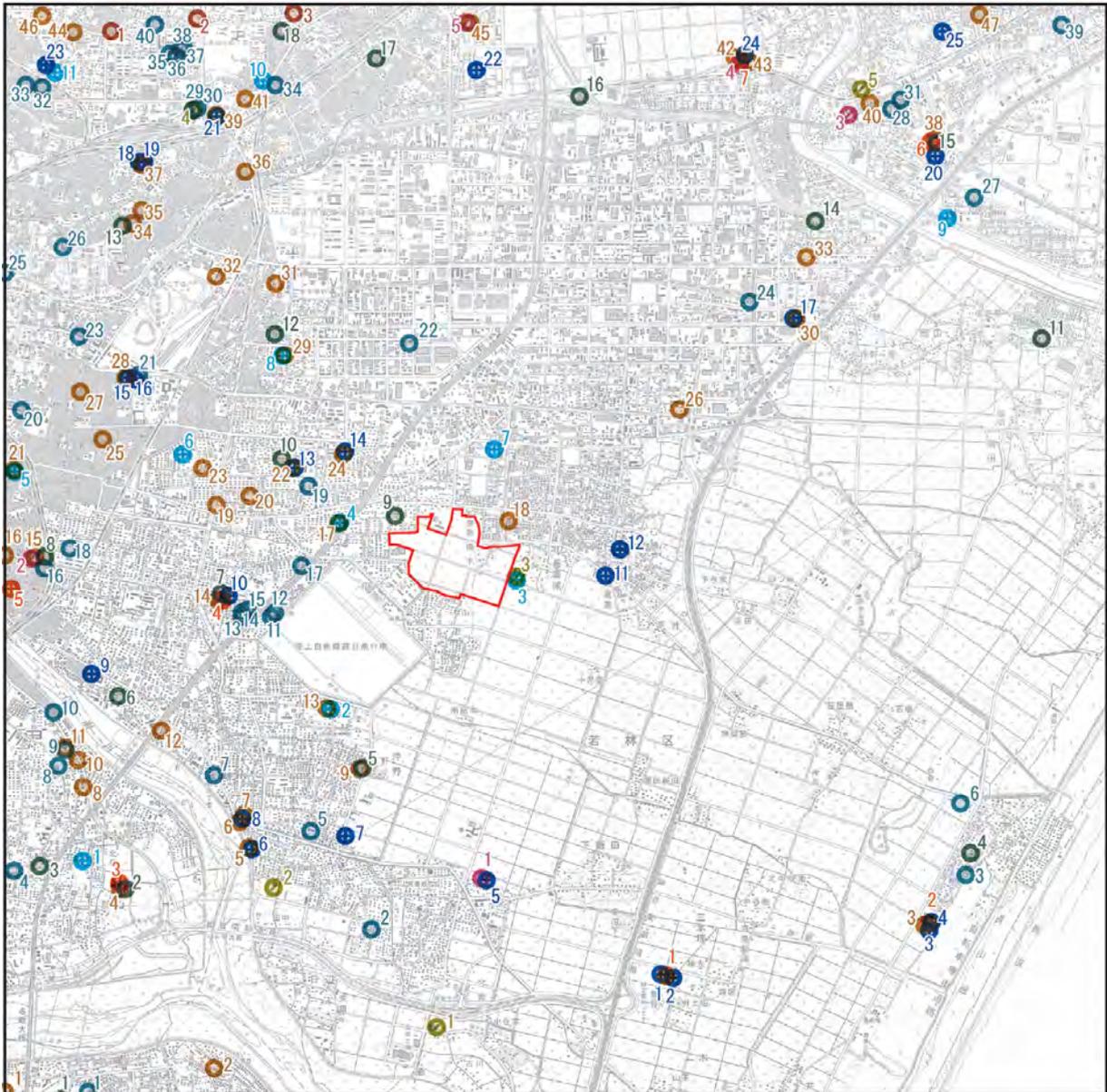


凡 例

- | | | |
|---|--|---|
|  事業区域 |  小学校 |  幼稚園 |
|  中学校 |  児童館・児童センター | |
|  高等学校 |  病院 | |
|  適応指導センター・教室 |  診療所 | |
|  保育所 | | |
|  せんだい保育室 | | |

図 5.2-10(1) 特に配慮が必要な施設の状況(学校等)





凡 例

- | | | | |
|---|--------------|---|------------|
|  | 事業区域 |  | 老人ホーム |
|  | 児童養護施設等 |  | グループホーム |
|  | 福祉施設（障害のある方） |  | 老人保健施設 |
|  | 福祉施設（高齢の方） |  | 老人短期入所施設 |
|  | デイサービスセンター |  | 地域包括支援センター |
|  | 地域包括支援センター | | |

図 5.2-10(2) 特に配慮が必要な施設の状況(福祉施設)



5.2.6 環境の保全等を目的とする法令等

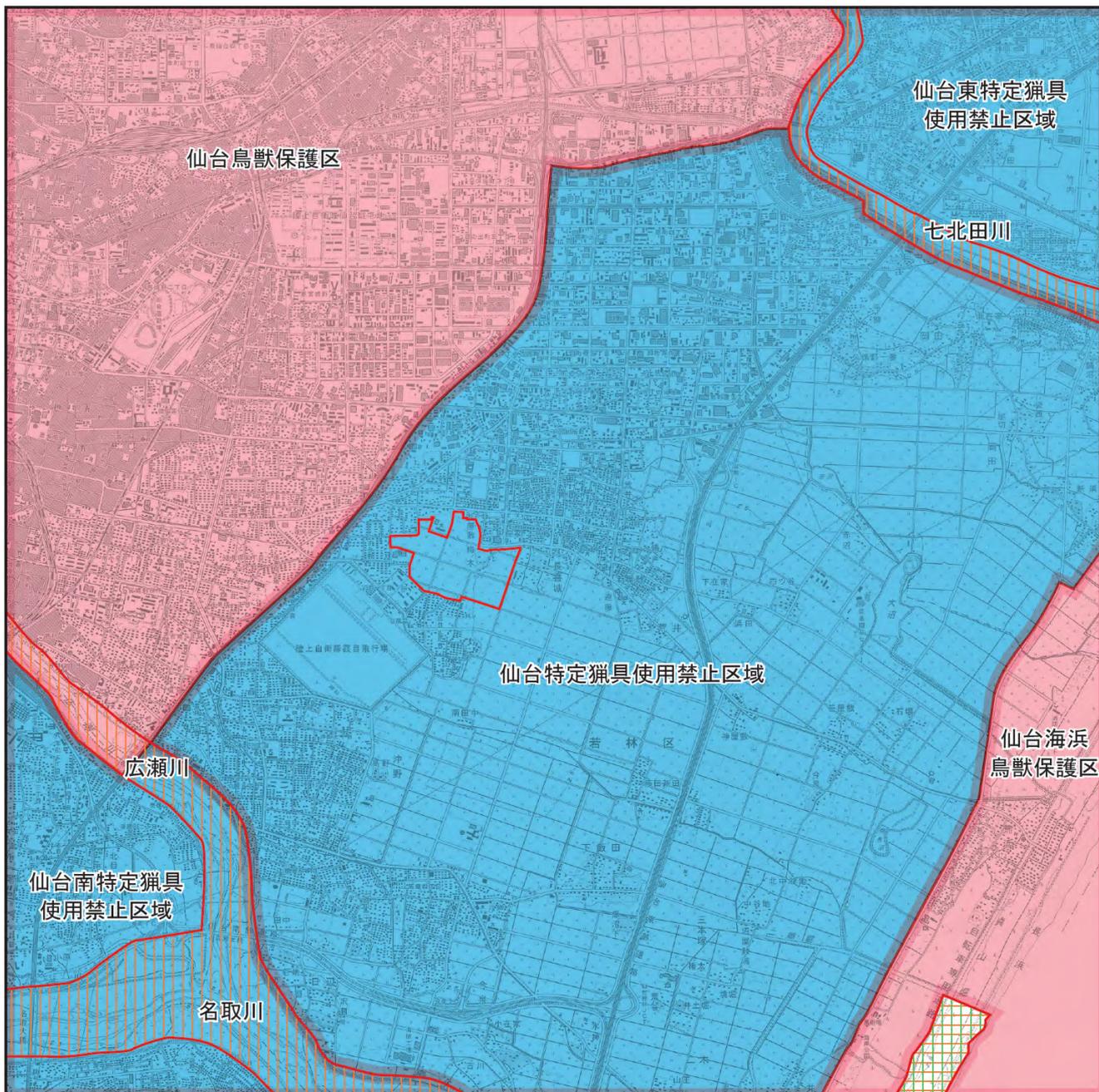
1) 法令等に基づく指定・規制

(1) 自然環境保全に係る指定地域等の状況

自然環境保全に係る指定地域等の状況は、表 5.2-18 及び図 5.2-11～12 に示すとおりである。

表 5.2-18 環境保全の状況として対象とする主な法指定等及び計画

自然環境保全に係る主な法指定等	概況調査範囲	事業区域
ア. 自然公園（国定公園、県立自然公園） 【自然公園法・県立自然公園条例】	存在しない	存在しない
イ. 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域 【自然環境保全条例】	存在しない	存在しない
ウ. 史跡、名勝、天然記念物等 【文化財保護法】	史跡（陸奥国分尼寺跡、遠見塚古墳） ※表 5.1-15 (2) (V-49 ページ) 図 5.1-31 (V-52 ページ) 参照	存在しない
エ. 鳥獣保護区 【鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律】	鳥獣保護区(仙台) 特定猟具使用禁止区域(銃)(仙台、仙台南) 指定猟法(鉛製散弾)禁止区域(広瀬川)	特定猟具使用禁止区域(銃)(仙台)
オ. 特別緑地保全地区 【都市緑地法】	存在しない	存在しない
カ. 風致地区 【都市計画法】	存在しない	存在しない
キ. 保安林 【森林法】	存在しない	存在しない
ク. 保存緑地 【杜の都の環境をつくる条例】	存在しない	存在しない
ケ. 環境保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	存在しない	存在しない
コ. 水質保全区域 【広瀬川の清流を守る条例】	水質保全区域(愛宕橋～名取川合流前)	存在しない
サ. 保護林、レクリエーションの森等国有林内の制限林等 【国有林野の活用に関する法律】	存在しない	存在しない



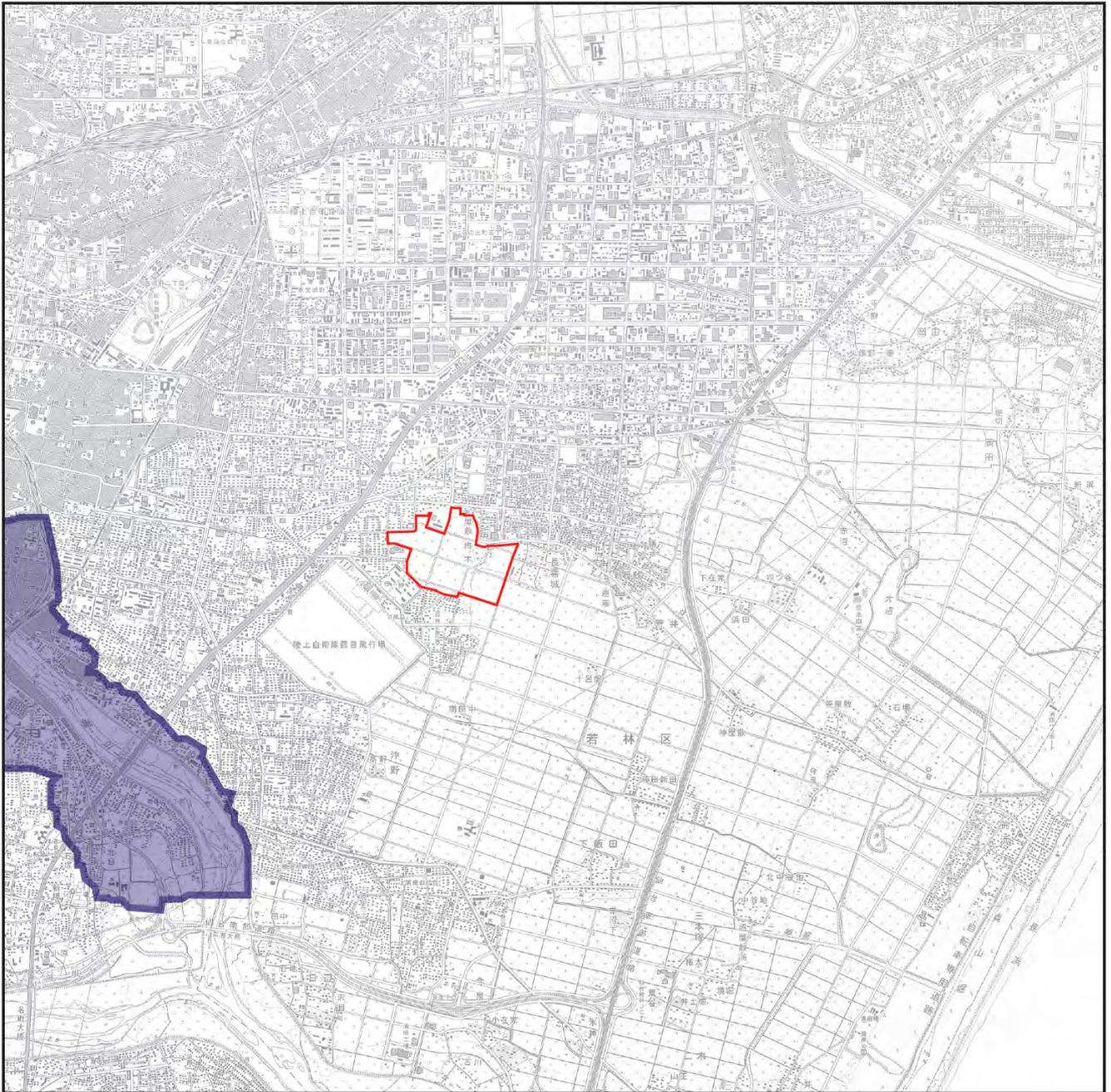
凡 例

- 事業区域
- 鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃）
- 指定猟法（鉛製散弾）禁止区域

図 5.2-11 鳥獣保護区等位置図

出典：平成 22 年度鳥獣保護区位置図 宮城県自然保護課



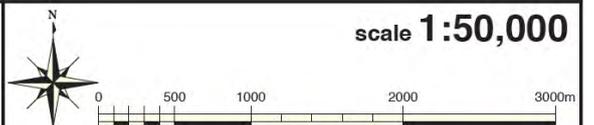


凡 例

- 事業区域
- 水質保全区域（愛宕橋～名取川合流前）

図 5.2-12 水質保全区域位置図

出典：広瀬川の清流を守る条例



(2) 公害防止に係る指定地域等の状況

概況調査範囲及び事業区域における公害防止に係る指定地域等の状況は、表 5.2-19 に示すとおりである。

表 5.2-19 公害防止に係る指定地域の状況

項目	概況調査範囲	事業区域
大気質	指定地域はない	指定地域はない
騒音	概況調査範囲は、騒音に係る環境基準の地域の類型指定、航空機騒音に係る環境基準の類型指定を受けている。【環境基本法】 概況調査範囲は、騒音規制法に基づく騒音の規制基準に定める区域の区分指定を受けている。【騒音規制法】	事業区域は、航空機騒音に係る環境基準の類型指定(類型Ⅱ)を受けている。【環境基本法】 事業区域は、騒音規制法に基づく特定工場事業場に係る第 2 種区域の区分指定を受けており、自動車騒音の要請限度については b 区域の区分指定を受けている。また、特定建設作業についても 1 号区域の区分指定を受けている。【騒音規制法】【仙台市公害防止条例】
振動	概況調査範囲は、振動規制法施行規則による区域の区分指定を受けている。【振動規制法】	事業区域は、振動規制法に基づく特定工場事業場に係る第 1 種区域の区分指定を受けており、道路交通振動の要請限度については第 1 種区域の区分指定を受けている。また、特定建設作業についても 1 号区域の区分指定を受けている。【振動規制法】【仙台市公害防止条例】
悪臭	概況調査範囲は、規制地域の指定を受けている。【悪臭防止法】【宮城県公害防止条例】【宮城県悪臭公害防止対策要綱】【仙台市悪臭対策指導要綱】	事業区域は、規制地域の指定を受けている。【悪臭防止法】【宮城県公害防止条例】【宮城県悪臭公害防止対策要綱】【仙台市悪臭対策指導要綱】
水質	概況調査範囲では名取川、旧笹川、広瀬川、七北田川が、水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受けている。【環境基本法】	事業区域には、水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受けている河川や湖沼はない。
地盤沈下	概況調査範囲は、宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域、工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている地域が存在する。【工業用水法】【宮城県公害防止条例】	事業区域は、宮城県公害防止条例による地下水採取規制地域、工業用水法による地下水揚水規制指定地域が定められている。【工業用水法】【宮城県公害防止条例】
土壌汚染	指定地域はない	指定地域はない
日照阻害	概況調査範囲は、第 1 種高度地区(第一種低層住居専用地域の全域、第二種住居専用地域の全域)、第 3 種高度地区(近隣商業地域のうち一部区域)、第 4 種高度地区(近隣商業地域(一部区域を除く)、商業地域のうち一部区域、準工業地域の全域)の指定を受けている。【都市計画法】	指定地域はない

(3) 災害防止に係る指定地域等の状況

概況調査範囲及び事業区域においては、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり危険箇所は指定されていない。

表 5.2-20 災害防止に係る指定地域等の状況

関係法令	概況調査範囲	事業区域
砂防指定地 砂防法(明治 30 年法律第 29 号) 砂防指定地等管理条例(平成 15 年宮城県条例第 42 号)	指定地域はない	指定地域はない
急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)	指定地域はない	指定地域はない
地すべり危険箇所 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)	指定地域はない	指定地域はない

(4)環境関連の条例

仙台市、宮城県における環境関連の条例は、以下に示すとおりである。

表 5.2-21 関係法令の指定、規制等

【仙台市の条例】

関係条例	指定状況及び規制基準の内容
仙台市環境基本条例 (平成 8 年 3 月 19 日)	環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる恵み豊かな環境を確保し、清流、豊かな緑等に象徴される杜の都の風土を永遠に継承することを目的とする。
仙台市環境影響評価条例 (平成 10 年 12 月 16 日)	環境影響評価及び事後調査に関する手続等を定めることにより、土地の形状の変更、工作物の新設等の事業の立案及び実施に際し、環境の保全及び創造（環境への影響を回避し、又は低減することが困難である場合に、損なわれる環境の代償として講じられる環境の創出をいう。以下同じ。）の見地から適正な配慮がなされることを期し、もって仙台市環境基本条例の本旨である現在及び将来の世代の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
杜の都の環境をつくる条例 (平成 18 年 6 月 23 日)	緑の保全、創出及び普及に関し必要な事項を定めるとともに、緑の保全、創出及び普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な市民生活の確保と杜の都の緑豊かな都市環境の形成に資することを目的とする。
広瀬川の清流を守る条例 (昭和 49 年 9 月 28 日)	広瀬川の清流を守るため市長、事業者及び市民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自然的環境の保全等に関し必要な事項を定めるものとする。
仙台市公害防止条例 (平成 8 年 3 月 19 日)	仙台市環境基本条例第三条に定める基本理念のっとり、市長、事業者及び市民の公害の防止に関する責務を明らかにし、並びに公害の防止等に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）を保全することを目的とする。
仙台市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 (平成 5 年 3 月 18 日)	市、事業者及び市民が一体となって、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量を推進し、廃棄物を適正に処理し、及び生活環境の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって快適な都市環境の確保に資することを目的とする。
ごみの散乱のない快適なまちづくりに関する条例 (平成 11 年 3 月 16 日)	ごみの散乱の防止について必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等、土地所有者等及び自主的活動団体の協働によるごみの散乱のない快適なまちづくりを総合的かつ計画的に推進し、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。
杜の都の風土を育む景観条例 (平成 7 年 3 月 16 日)	景観法の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、杜の都の風土を育む調和のとれた魅力的な景観の形成に関し施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とする。
仙台市屋外広告物条例 (平成元年 3 月 17 日)	屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）並びに屋外広告業について、屋外広告物法の規定に基づき必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

出典：仙台市例規集

【宮城県の条例】

関係条例	指定状況及び規制基準の内容
宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例 (平成 14 年 7 月 17 日)	自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
ふるさと宮城の水循環保全条例 (平成 16 年 6 月 22 日)	健全な水循環の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、健全な水循環の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の安全かつ健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。
宮城県公害防止条例(地下水の採取に関する規則) (平成 7 年 7 月 12 日)	知事は、地下水の採取により地盤が沈下している地域又は沈下するおそれがあると認める地域で、代替水源が確保され、又は確保される見込みがあるものを地下水採取規制地域として指定し、地盤の沈下を防止することを目的とする。

出典：宮城県例規集

(5)環境基準等

① 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、表 5.2-22～23 に示すとおりである。

表 5.2-22 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
二酸化いおう (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(48.5.16 告示)	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。(48.5.8 告示)	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。(53.7.11 告示)	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。(48.5.8 告示)	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
3. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

出典：昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73

表 5.2-23 有害大気汚染物質(ベンゼン等)に係る環境基準

物質	環境上の条件（設定年月日等）	測定方法
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有使用可能とする。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4 告示)	
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20 告示)	

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

出典：昭和 48 年環告 25 最終改正平成 8 年環告 73

② 水質汚濁

水質汚濁に係る環境基準は、表 5.2-24～26 に示すとおりである。また、概況調査範囲における河川の類型指定の状況は、図 5.1-14 に示したとおりである。

表 5.2-24 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本工業規格K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法（準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、付表 8 に掲げる方法によることができる。）
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L以下	付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L以下	付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L以下	日本工業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(e)（注(6)第三文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。）及び付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表 7 に掲げる方法

備考

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。表 5.2-25、26 において同じ。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

出典：昭和 46 年環告 59 最終改正平成 23 年環告 94

表 5.2-25 生活環境の保全に関する環境基準(河川)

ア

類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素要 求量(BOD)	浮遊物質 量(S.S)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	-	
E	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認め られないこと。	2mg/L 以上	-	
測定方法		規格12.1に定める 方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格21に定める方 法	付表8に掲げる方 法	規格32に定める方 法又は隔膜電極を 用いる水質自動監 視測定装置により これと同程度の計 測結果の得られる 方法	最確数による定量 法	

備考

1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる。)
4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
試料10mL、1mL、0.1mL、0.01mL……のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

出典：昭和46年環告59 最終改正平成23年環告94

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	

備考

1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

出典：昭和46年環告59 最終改正平成23年環告94

表 5.2-26 生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)

ア

類型	利用目的の 適 応 性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度(pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/100ml 以下	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/100ml 以下	
B	水産3級 工業用水1級 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認 められないこと。	2mg/L 以上	-	
測定方法		規格 12.1 に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格 17 に定める 方法	付表9に掲げる方 法	規格 32 に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による定 量法	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

出典：昭和46年環告59 最終改正平成23年環告94

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	第1の2の(2)により水 域類型毎に指定する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下	
測定方法		規格 45.2, 45.3 又は 45.4 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	

備考

1 基準値は年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

出典：昭和46年環告59 最終改正平成23年環告94

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	第1の2の(2)により 水域類型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。また、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1(1)による。）	

出典：昭和 46 年環告 59 最終改正平成 23 年環告 94

③ ダイオキシン類

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 5.2-25 に示すとおりである。

表 5.2-27 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下	日本工業規格 K0312 に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパーラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を 2 種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考		
<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパーラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に 2 を乗じた値を上限、簡易測定値に 0.5 を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合 簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に 2 を乗じた値が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。 		

出典：平成 11 年環告 68 最終改正平成 21 年環告 11

④ 土壌汚染

土壌の汚染に係る環境基準は、表 5.2-28 に示すとおりである。

表 5.2-28 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件	測定方法
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という。) 55 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 46 年 6 月農林省令第 47 号に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格 38 に定める方法 (規格 38.1.1 に定める方法を除く。)
有機燐 (りん)	検液中に検出されないこと。	昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法又は規格 31.1 に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの (メチルジメトンにあつては、昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 2 に掲げる方法)
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 54 に定める方法
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。	規格 65.2 に定める方法
砒 (ひ) 素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地 (田に限る。) においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。	環境上の条件のうち、検液中濃度に係るものにあつては、規格 61 に定める方法、農用地に係るものにあつては、昭和 50 年 4 月総理府令第 31 号に定める方法
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 2 及び昭和 49 年 9 月環境庁告示第 64 号付表 3 に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 3 に掲げる方法
銅	農用地 (田に限る。) において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。	昭和 47 年 10 月総理府令第 66 号に定める方法
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1c) (注(6)第 3 文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 6 に掲げる方法
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
備考	<p>1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒 (ひ) 素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3 mg とする。</p> <p>3. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>4. 有機燐 (りん) とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。</p>	

出典：平成 3 年環告 64 最終改正平成 22 年環告 37

⑤ 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 5.2-29 に示すとおりである。

表 5.2-29 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格K0102 (以下「規格」という。) 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法 (準備操作は規格 55 に定める方法によるほか、昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 8 に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2 及び 38.2 に定める方法又は規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格 65.2 に定める方法
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表 1 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表 2 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表 3 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表 4 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1 に定める方法又は規格 34.1(c) (注(6)第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあつては、これを省略することができる。) 及び公共用水域告示付表 6 に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表 7 に掲げる方法
備考		<ol style="list-style-type: none"> 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。 4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：平成 9 年環告 10 最終改正平成 23 年環告 95

⑥ 騒音

ア. 環境基準

騒音に係る環境基準は、表 5.2-30 に示すとおりである。また、仙台市における地域の類型及び各類型をあてはめる地域は、表 5.2-31 及び図 5.2-13 に示すとおりである。

表 5.2-30 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
 2. AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
 3. A：専ら住居の用に供される地域
 4. B：主として住居の用に供される地域
 5. C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間(22:00～翌 6:00)
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考) 車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～翌 6:00)
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

出典：平成 10 年環告 64 最終改正平成 17 年環告 45

表 5.2-31 仙台市における地域の類型及び各類型をあてはめる地域

地域の類型	地域
AA	青葉区荒巻宇青葉の第二種中高層住居専用地域（都市計画法（昭和 43 年法律第百号）第八条第一項第二号の文教地区（公園の区域を除く）に限る。）
A	一 第一種低層住居専用地域 二 第二種低層住居専用地域 三 第一種中高層住居専用地域 四 第二種中高層住居専用地域（AA の項に掲げる地域を除く。）
B	一 第一種住居地域 二 第二種住居地域 三 準住居地域 四 近隣商業地域（A の項に掲げる地域に囲まれている地域に限る。）
C	一 近隣商業地域（B の項に掲げる地域を除く。） 二 商業地域 三 準工業地域 四 工業地域

出典：平成 24 年 3 月 30 日 仙台市告示第 126 号

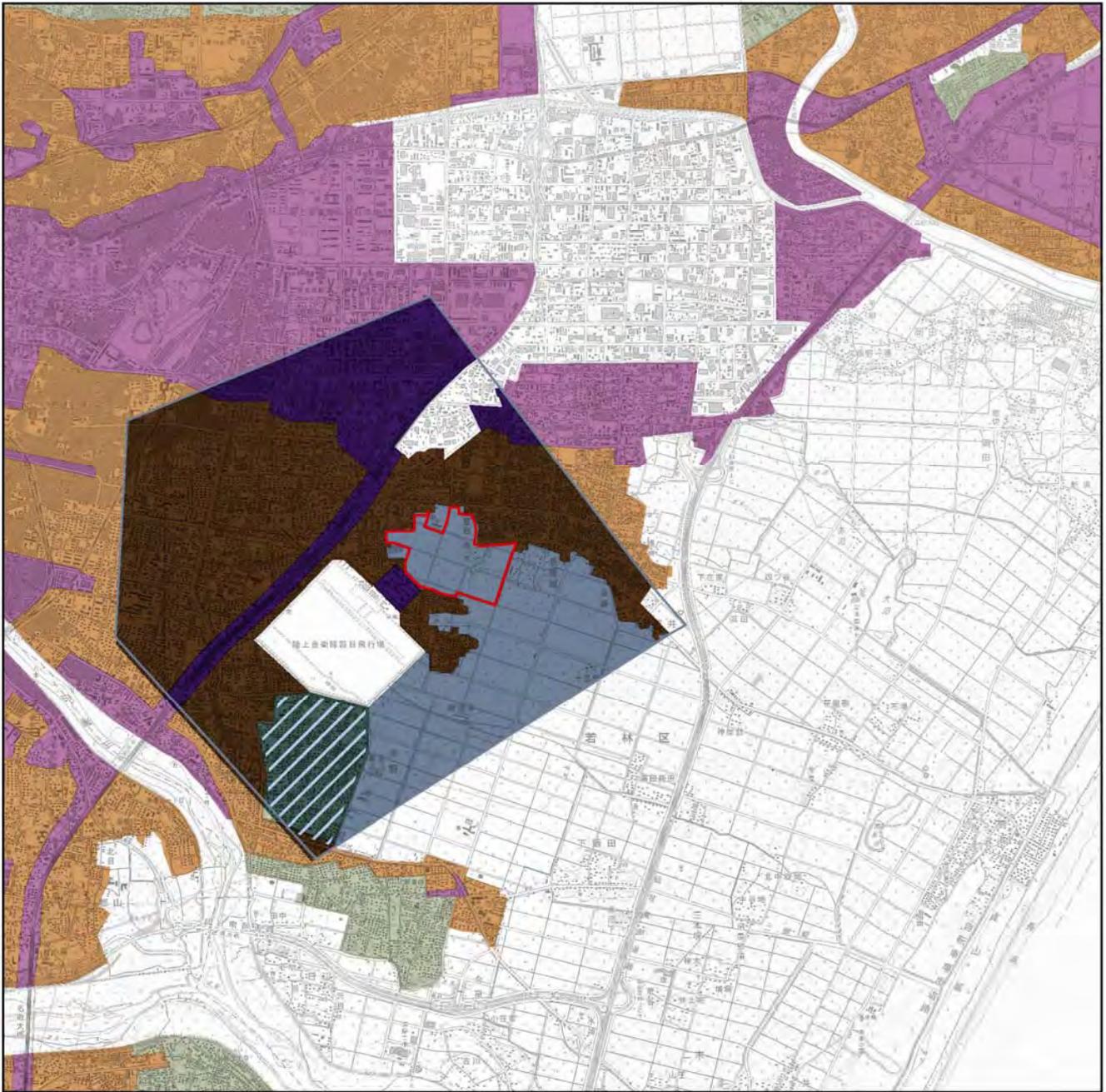
航空機騒音に係る環境基準は、表 5.2-32 に示すとおりである。

表 5.2-32 航空機騒音に係る環境基準

地域の 類型	基準値 (単位:WECPNL)	地 域
I	70 以下	基点 (A) 点—仙台市若林区木ノ下三丁目 16 番 16 号地内 北緯 38 度 14 分 49 秒 補助点 (イ) 点— (A) 点より 66 度の方向 2,380m の地点 (ロ) 点— (イ) 点より 144 度の方向 3,260m の地点 (ハ) 点— (ロ) 点より 237 度 30 分の方向 3,300m の地点 (ニ) 点— (ハ) 点より 313 度 30 分の方向 2,090m の地点 以上の (A)、(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)、(A) 点を順次直線で囲まれた区域、 (以下「指定区域」という。)のうち、都市計画法 (以下「法」という。)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専 用地域。
II	75 以下	指定区域のうち、法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地 域、第 2 種低層住居専用地域、工業専用地域及び陸上自衛隊霞の目駐屯地敷 地を除いた地域。

出典：昭和 48 年環告 154 最終改正平成 12 年 環告 78

昭和 51 年 12 月 28 日宮城県告示第 1192 号



凡例

事業区域

地域の類型（騒音に係る環境基準）

- A 地域** 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
- B 地域** 第一種住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域
- C 地域** 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

地域の類型（航空機騒音に係る環境基準）

- 類型 I**
- 類型 II**

図5.2-13 地域の類型指定（騒音に係る環境基準）



イ. 要請限度

騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度(以下、「自動車騒音の要請限度」という。)は、表 5.2-33 に示すとおりである。また、区域の区分指定は表 5.2-34 及び図 5.2-14 に示すとおりである。

表 5.2-33 自動車騒音の要請限度

(平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号 改正平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)

区域の区分		時間の区分	
		昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~翌 6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域		65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75 デシベル以下	70 デシベル以下
幹線交通を担う道路に近接する区域の特例	上記の区域のうち、2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m までの範囲	75 デシベル以下	70 デシベル以下
	上記の区域のうち、2 車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲		

注) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各項に掲げる区域として仙台市長が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

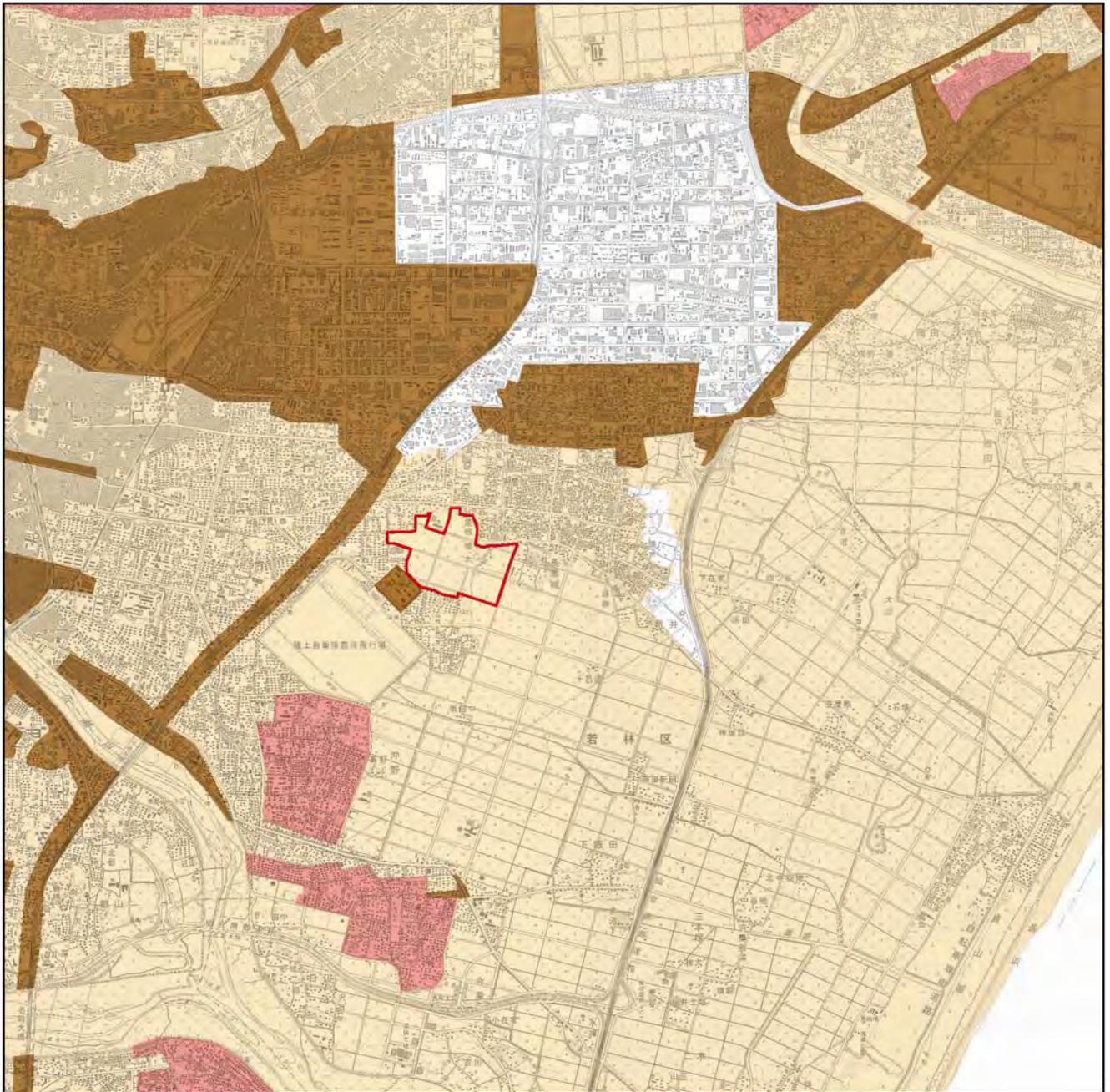
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典：平成 12 年総理府令第 15 号 改正平成 12 年総理府令第 150 号

表 5.2-34 仙台市における区域の区分

(平成 12 年 3 月 27 日 仙台市告示第 230 号)

区 分	区 域
a 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域の区域並びに同項第 2 号に規定する特別用途地区のうち文教地区として指定された区域（以下「文教地区」という。）
b 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 条に規定する第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の区域（文教地区を除く。）同号に規定する近隣商業地域で第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域に囲まれている区域並びに同法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域の区域
c 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域（b 区域に該当する区域を除く。）、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域



凡 例

事業区域

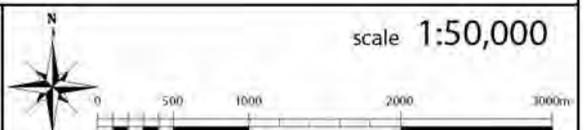
区域の区分（自動車騒音の要請限度）

a 区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域

b 区域 第一種住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整地域

c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

図 5.2-14 区域の区分指定（自動車騒音の要請限度）



⑦ 振 動

ア. 要請限度

振動規制法施行規則に基づく道路交通振動の限度（以下、「道路交通振動の要請限度」という。）は表 5.2-35 に、仙台市における区域の区分指定は表 5.2-36 及び図 5.2-15 に示すとおりである。

表 5.2-35 道路交通振動の要請限度

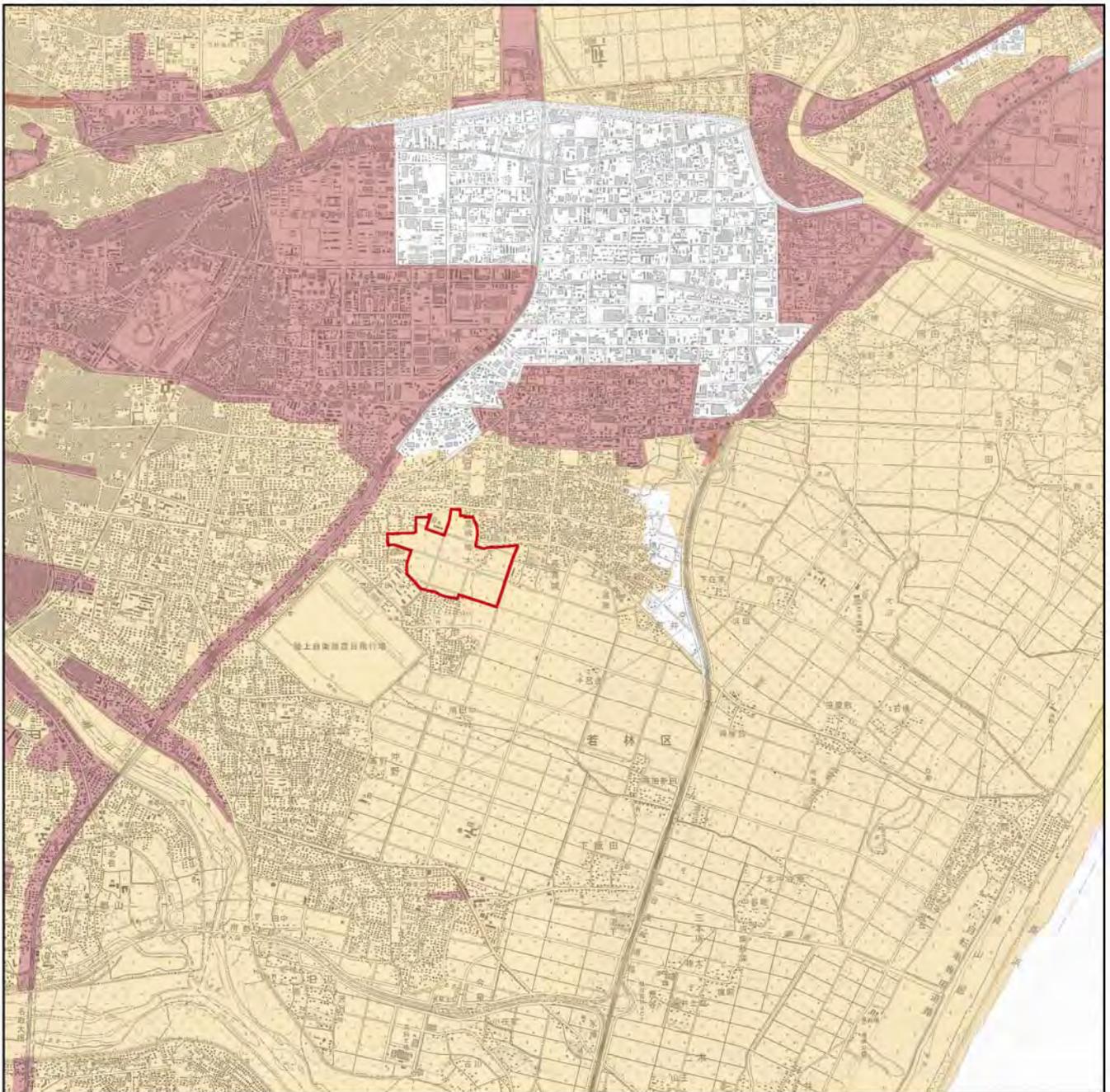
(改正平成 13 年 3 月 5 日 環境省令第 5 号、平成年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

区域の区分	時間の区分	昼 間 (8:00~19:00)	夜 間 (19:00~8:00)
	第一種区域		65 デシベル以下
第二種区域		70 デシベル以下	65 デシベル以下

表 5.2-36 仙台市における区域の区分

(平成年 3 月 29 日 仙台市告示第 190 号)

区 分	区 域
第一種 区 域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、同号に規定する近隣商業地域でその周囲が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域であるもの並びに同法第 7 条第 1 項に規定する市街化調整区域の区域
第二種 区 域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域(第一種区域に該当する区域を除く。)、商業地域、準工業地域及び工業地域の区域



凡 例

 事業区域

区域の区分（道路交通振動の要請限度）

-  **第一種区域** 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居専用地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整地域
-  **第二種区域** 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

図 5.2-15 区域の区分指定（道路交通振動）



(6)規制基準

① 大気汚染防止法に基づく排出基準

ア. ばい煙発生施設

表 5.2-37 大気汚染防止法の対象となるばい煙発生施設

	施設名	規模要件
1	ボイラー	伝熱面積 10m ² 以上 燃焼能力 50L/時 以上
2	ガス発生炉、加熱炉	原料処理能力 20トン/日 燃焼能力 50L/時 以上
3	ばい焼炉、焼結炉	原料処理能力 1トン/時 以上
4	(金属の精錬用)溶鉱炉、転炉、平炉	
5	(金属の精錬または鑄造用)溶解炉	火格子面積 1m ² 以上 羽口面断面積 0.5m ² 以上 燃焼能力 50L/時 以上 変圧器定格能力 200kVA 以上
6	(金属の鍛練、圧延、熱処理用)加熱炉	
7	(石油製品、石油化学製品、コーラター ル製品の製造用)加熱炉	
8	(石油精製用) 流動接触分解装置の触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力 200 kg/時 以上
8-2	石油ガス洗浄装置に付属する硫黄回 収装置の燃焼炉	燃焼能力 6L/時 以上
9	(窯業製品製造用)焼成炉、溶解炉	火格子面積 1m ² 以上 変圧器定格能力 200kVA 以上 燃焼能力 50L/時 以上
10	(無機化学工業用品または食料品製造 用)反応炉(カーボンブラック製造用燃 料燃焼装置含)、直火炉	
11	乾燥炉	
12	(製鉄、製鋼、合金鉄、カーバイド製造 用)電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2m ² 以上 焼却能力 200 kg/時 以上
14	(銅、鉛、亜鉛の精錬用)ばい焼炉、焼 結炉(ペレット焼成炉含、溶鉱炉、転 炉、溶解炉乾燥炉)	原料処理能力 0.5トン/時 以上 火格子面積 0.5m ² 以上 羽口面断面積 0.2m ² 以上 燃焼能力 20L/時 以上
15	(カドミウム系顔料または炭酸カドミウム 製造用)乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上
16	(塩素化エチレン製造用) 塩素急速冷凍装置	塩素処理能力 50 kg/時 以上
17	(塩素第二鉄の製造用)溶解槽	
18	(活性炭製造用〔塩化亜鉛を使用する もの〕用)反応炉	燃焼能力 3L/時 以上
19	(化学製品製造用)塩素反応施設、塩 化水素反応施設、塩化水素吸収施設	塩素処理能力 50 kg/時 以上
20	(アルミニウム精錬用)電解炉	電流量 30kA 以上
21	(燐、燐酸、燐酸質肥料、複合肥料製 造用〔原料に燐石を使用するもの〕 反応施設、濃縮施設、焼成炉溶解炉	燐鉱石処理能力 80 kg/時 以上 燃焼能力 50L/時 以上 変圧器定格容量 200kVA 以上
22	(弗酸製造用) 濃縮施設、吸収施設、蒸留施設	伝熱面積 10m ² 以上 ポンプ動力 1kW 以上
23	(トリポリ酸ナトリウム製造用〔原料に燐 鉱石を使用するもの〕)反応施設、乾燥 炉、焼成炉	原料処理能力 80 kg/時 以上 火格子面積 1m ² 以上 燃焼能力 50L/時 以上
24	(鉛の第2次精錬〔鉛合金の製造含・鉛 の管、板、線の製造用)溶解炉	燃焼能力 10L/時 以上 変圧器定格容量 40kVA 以上
25	(鉛蓄電池製造用)溶解炉	燃焼能力 4L/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
26	(鉛系顔料の製造用)溶解炉、反射炉、 反応炉、乾燥施設	容量 0.1m ³ 以上 燃焼能力 4L/時 以上 変圧器定格容量 20kVA 以上
27	(硝酸の製造用) 吸収施設、漂白施設、濃縮施設	硝酸の合成、漂白、濃縮能力 100 kg/時 以上
28	コークス炉	原料処理能力 20トン/日 以上
29	ガスタービン	燃焼能力 50L/時 以上
30	ディーゼル機関	
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃焼能力 35L/時 以上

イ. 一般粉じん発生施設

表 5.2-38 一般粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の施設番号	一般粉じん発生施設	規模
1	コークス炉	原料処理能力：50t/日以上
2	鉱物（含コークス。以下同じ）及び土石の堆積場	面積：1,000m ² 以上
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石、セメント用）	ベルト巾：75cm以上又はバケットの内容積：0.03m ³ 以上
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力:75kW以上
5	ふるい（鉱物、岩石、セメント用）	原動機の定格出力:15kW以上

ウ. 特定粉じん発生施設

表 5.2-39 特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2の施設番号	特定粉じん発生施設	規模
1	解綿用機械	原動機の定格出力:3.7kW以上
2	混合機	
3	紡織用機械	
4	切断機	原動機の定格出力:2.2kW以上
5	研磨機	
6	切断用機械	
7	破碎機及び摩砕機	
8	プレス(断加工用)	
9	穿孔機	

② ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準

ア. 大気基準適用施設

表 5.2-40 ダイオキシン類に係る排出基準

特定施設の種類の	(能力による区分)	排出基準(ng-TEQ/m ³ N)	
		新規	既設
令別表第1第1号に掲げる焼結炉		0.1	1
令別表第1第2号に掲げる電気炉		0.5	5
令別表第1第3号に掲げる焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉		1	10
令別表第1第4号に掲げる焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉		1	5
令別表第1第5号に掲げる廃棄物の焼却炉	焼却能力が1時間当たり、4,000 kg以上	0.1	1
	焼却能力が1時間当たり、2,000 kg以上 4,000 kg未満	1	5
	焼却能力が1時間当たり、2,000 kg未満	5	10

ただし、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新規施設の排出基準を適用することとする。

イ. 水質基準対象施設(ダイオキシン類対策特別措置法施行令 別表第2より)

表 5.2-41 ダイオキシン類に係る排出基準

特定施設種類	排出基準 (pg-TEQ/L)
<ul style="list-style-type: none"> ・硫酸塩パルプ(クラフトパルプ)又は亜硫酸パルプ(サルファイトパルプ)の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設 ・カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設 ・硫酸カリウムの製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・アルミナ繊維の製造の用に供する廃ガス洗浄施設 ・担体付き触媒の製造(塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。)の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設 ・塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設 ・カプロラクタムの製造(塩化ニトロシルを使用するものに限る。)の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設 ・クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設、廃ガス洗浄施設 ・4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設 ・2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノン製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設 ・ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設 ・アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・亜鉛の回収(製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。)の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・担体付き触媒(使用済みのものに限る。)からの金属の回収(ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法(焙焼炉で処理しないものに限る。)によるものを除く。)の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設 ・廃棄物焼却炉(火床面積 0.5m²以上又は焼却能力 50kg/h以上)に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水又は廃液を排出する灰の貯留施設 ・廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設及び PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設及び分離施設 ・フロン類(CFC 及び HCFC)の破壊(プラズマ反応法、廃棄物混焼法、液中燃焼法及び過熱蒸気反応法によるものに限る。)の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設 ・水質基準対象施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設 ・水質基準対象施設を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設 	10

③ 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準

表 5.2-42 水質汚濁防止法・宮城県公害防止条例・仙台市公害防止条例の排水基準
(有害物質)

単位：mg/L

有害物質の種類	許容限度	有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1	四塩化炭素	0.02
シアン化合物	シアン 1	1,2-ジクロロエタン	0.04
有機燐化合物	1	1,1-ジクロロエチレン	0.2
鉛及びその化合物	鉛 0.1	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4
六価クロム化合物	六価クロム 0.5	1,1,1-トリクロロエタン	3
砒素及びその化合物	砒素 0.1*1	1,1,2-トリクロロエタン	0.06
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005	1,3-ジクロロプロペン	0.02
アルキル水銀化合物	検出されないこと	チウラム	0.06
ポリ塩化ビフェニル	0.003	シマジン	0.03
トリクロロエチレン	0.3	チオベンカルブ	0.2
テトラクロロエチレン	0.1	ベンゼン	0.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100*2*3	セレン及びその化合物	セレン 0.1
		ほう素及びその化合物	海域 230、その他 10*3
ジクロロメタン	0.2	ふつ素及びその化合物	海域 15、その他 8*4

備考

*1 砒素及びその化合物についての規制基準は、昭和 49 年 12 月 1 日以前から湧出している温泉（温泉法(昭和 23 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に規定する温泉をいう。以下同じ。）を利用する旅館業（水質汚濁防止法）、公衆浴場（宮城県公害防止条例）、工場等（仙台市公害防止条例）については、当分の間適用しない。

*2 1m³につきアンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量。

*3 仙台市公害防止条例の排水基準は設定されていない。

*4 ふつ素に係る仙台市公害防止条例の排水基準は、15mg/L。

なお、水質汚濁防止法に基づく排水基準の有害物質に 1,4-ジオキサン、トランス 1,2-ジクロロエチレン、塩化ビニルモノマーが追加となる（H24.5.25 施行）

(生活環境項目) 1 日あたりの排水量が 50m³ 又は 25m³ 以上の事業場に適用される。

項目	区分	水質汚濁防止法			宮城県	仙台市
		一般排水基準	特別排水基準*1*5		公害防止. 条例	公害防止条例
			下水道整備区域	その他の区域		
排水		50m ³ /日以上	25m ³ /日以上		25m ³ /日以上*4	25m ³ /日以上*4
pH (水素指数)	海域に排出する場合	5.0~9.0	—	—	5.0~9.0	5.0~9.0
	海域以外に排出する場合	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
BOD(海域・湖沼以外の公共用水域に排出する場合に適用)		160(120)	30(20)	130(100)	160(120)	160(120)
COD(海域・湖沼に排出する場合に適用)		160(120)	160(120)	160(120)	160(120)	160(120)
浮遊物質		200(150)	90(70)	200(150)	200(150)	200(150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5	5	5	5	5
	動植物油脂類	30	30	30	30	30
フェノール類含有量		5	5	5	5	5
銅含有量		3	3	3	3	3
亜鉛含有量		2	2	2	2	5
溶解性鉄含有量		10	10	10	10	10
溶解性マンガン含有量		10	10	10	10	10
クロム含有量		2	2	2	2	2
大腸菌群数(個/1cm ³)		—3,000	—3,000	—3,000	—3,000	—3,000
窒素含有量*2		120(60)	120(60)	120(60)	120(60)	120(60)
燐含有量*3		16(8)	16(8)	16(8)	16(8)	16(8)

備考

*1 広瀬川の相生橋から名取川との合流点及び梅田川のうち溜池から七北田川との合流点までに排出する 1 日当りの排出量が 25m³ 以上の特定事業場に適用される。

*2 青下ダム、月山池、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

*3 青下ダム、大倉ダム、月山池、七北田ダム、丸田沢ため池及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

*4 宮城県公害防止条例、仙台市公害防止条例ともに*1 の地域に排出する場合は、1 日当りの排出量が 25m³ 以上の事業場が規制対象となる。

*5 畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場から排出される排出水に係る特別排水基準は、当該排出水の量が 1 日につき 10m³ 以上であるものについて、一般排水基準に定める許容限度となる。

④ 土壤汚染対策法等に基づく土壤汚染関係対象物質と基準

表 5.2-43 土壤汚染関係対象物質と基準

特定有害物質(法第2条第1項)		土壤汚染対策法の指定基準(法第5条第1項)		(参考)環境基本法に基づく土壤の汚染に係る環境基準(銅を除く)	
		土壤含有量基準 (直接摂取によるリスク)	土壤溶出量基準 (地下水等の摂取によるリスク)		
揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	四塩化炭素	—	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	1,2-ジクロロエタン	—	検液1Lにつき0.004mg以下であること	検液1Lにつき0.004mg以下であること	
	1,1-ジクロロエチレン	—	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	検液1Lにつき0.04mg以下であること	検液1Lにつき0.04mg以下であること	
	1,3-ジクロロプロペン	—	検液1Lにつき0.002mg以下であること	検液1Lにつき0.002mg以下であること	
	ジクロロメタン	—	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	テトラクロロエチレン	—	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	1,1,1-トリクロロエタン	—	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	
	1,1,2-トリクロロエタン	—	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	トリクロロエチレン	—	検液1Lにつき0.03mg以下であること	検液1Lにつき0.03mg以下であること	
ベンゼン	—	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること		
重金属等 (第2種特定有害物質)	カドミウム及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること	
	六価クロム化合物	土壤1kgにつき250mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	検液1Lにつき0.05mg以下であること	
	シアン化合物	遊離シアンとして土壤1kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
	水銀及びその化合物	総水銀	土壤1kgにつき15mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること	検液1Lにつき0.0005mg以下であること
		アルキル水銀	—	検液中に検出されないこと	検液中に検出され、ないこと
	セレン及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	鉛及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	
	砒素及びその化合物	土壤1kgにつき150mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であること	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、米1kgにつき15mg未満であること	
	ふっ素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	検液1Lにつき0.8mg以下であること	
ほう素及びその化合物	土壤1kgにつき4000mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること	検液1Lにつき1mg以下であること		
農薬等 (第3種特定有害物質)	シマジン	—	検液1Lにつき0.003mg以下であること	検液1Lにつき0.003mg以下であること	
	チウラム	—	検液1Lにつき0.006mg以下であること	検液1Lにつき0.006mg以下であること	
	チオベンカルブ	—	検液1Lにつき0.02mg以下であること	検液1Lにつき0.02mg以下であること	
	PCB	—	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	
	有機りん化合物	—	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと	

⑤ 工業用水法に基づく地下水採取規制

表 5.2-44 地下水採取規制

揚水設備の届出	<p>地下水採取規制地域内で、動力を用いて地下水を採取するための設備を新たに設置し、または既設の設備により新たに地下水を採取しようとする場合のうち、下記に該当する設備(工業用に供するものは工業用水法の規制を受ける。)が対象となる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 吐出口の断面積が6cm²を超える揚水設備 2. 同一敷地内に複数の揚水設備がある場合は、吐出口の断面積の合計が6cm²を超える揚水設備 3. 建設工事等において、一時的に地下水を排除するために設置する揚水設備 <p>これらの設備を設置する場合には、事前(工事着工の60日前まで)に届出が必要で、上記③を除き原則として、下記の構造等基準に適合する揚水設備を設置することが必要。</p>
揚水設備に係る構造等基準	吐出口の断面積が21cm ² 以下で、かつ、ストレーナーの位置が地表面下300m以深であること。

⑥ 水質保全区域に係る規制

表 5.2-45 水質保全区域に係る規制

(広瀬川の清流を守る条例 水質保全区域に係る規制について)

<p>排出水の規制基準</p> <p>(1) T O C (全有機炭素)の排出濃度は、排出先(区間)と排出量によって決まります。T O Cは、B O D (生物化学的酸素要求量)と読み替えてください。</p> <p>(2) 残留塩素は、0.1mg/L 以下であること。</p> <p>(3) 外観は、広瀬川の水を著しく変化させるような色または濁りのないこと。</p> <p>(4) 温度は、広瀬川の水を著しく変化させるような排水温度でないこと。</p> <p>(5) 臭気は、広瀬川の水に著しく臭気を帯びさせるような排水水でないこと。</p>

(1)は、平均的な排出水量が 10m³/日以上に適用になります。規制がかからない場合でも、規制基準の最低濃度(T O C 20mg/L)を守って排水するようにご協力をお願いします。なお、排出水量に関わらず(2)から(5)の規制がかかります。

⑦ 騒音関係規制基準

表 5.2-46 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分				備 考
	朝	昼間	夕	夜間	
区域の区分	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで	
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び文教地区	45dB(A)	50dB(A)	45dB(A)	40dB(A)	
第 2 種区域 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	50dB(A)	55dB(A)	50dB(A)	45dB(A)	学校等の周囲 50m の区域内は、左の基準から 5dB(A)を減じた値
第 3 種区域 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	55dB(A)	60dB(A)	55dB(A)	50dB(A)	
第 4 種区域 工業地域	60dB(A)	65dB(A)	60dB(A)	55dB(A)	

注) (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。

(2) 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第 2 種区域の基準を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

(3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第 2 種区域を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

(4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいいます。

出典：平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 185 号

平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則 79 号

平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則 25 号

⑧ 振動関係規制基準

表 5.2-47 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域の区分	時間の区分		備 考
	昼間	夜間	
区域の区分	午前 8 時から 午後 7 時まで	午後 7 時から 午前 8 時まで	
第 1 種区域 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び地区・地域の指定のない地域	60dB	55dB	学校等の周囲 50m の区域内は、左の基準から 5dBを減じた値
第 2 種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域	65dB	60dB	

注) (1) 上記規制基準は、工場等の敷地境界線における値です。

(2) 近隣商業地域でその周囲が第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域であるものについては、騒音にあつては第 2 種区域の基準を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

(3) 都市計画区域外における県条例の特定事業場は、騒音にあつては第 2 種区域を、振動にあつては第 1 種区域の基準を適用する。

(4) 学校等とは、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの施設をいいます。

出典：平成 8 年 3 月 29 日 仙台市告示第 188 号

平成 7 年 9 月 27 日 宮城県規則 79 号

平成 8 年 3 月 29 日 仙台市規則 25 号

⑨ 特定建設作業、指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

表 5.2-48 特定建設作業、指定建設作業に係る騒音・振動の規制基準

作業の種類		くい打等作業	びょう打等作業	破碎・切削作業	掘削作業	空気圧縮機を使用する作業	締め作業	コンクリートプラント等を設ける作業	はつり作業及びコンクリート仕上げ作業	建築物の解体・破壊作業	
騒音の基準が適用される作業と騒音の大きさ	騒音規制法	特定建設作業 くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーカーと併用する作業を除く)	びょう打ち機を使用する作業	さく岩機を使用する作業(※1)	バックホウ(指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上)、トラクターショベル(指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上)、ブルドーザー(指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上)(※2)	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限り)を使用する作業(さく岩機の動力を除く)		コンクリートプラント混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限り)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限り)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)			
	仙台市公害防止条例	指定建設作業		ロードカッターその他これらに類する切削機を使用する作業(※1)	ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)		振動ローラー、タイヤローラー、ロードローラー、振動ブレード、振動ランマその他これらに類する締め機械を使用する作業		はつり作業及びコンクリート仕上げ作業で原動機を使用するもの		
		敷地境界における騒音の大きさ dB(A)									
		85 デシベル									
振動の基準が適用される作業と振動の大きさ	振動規制法	特定建設作業 くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)、又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業		ブレーカー(手持ち式のものを除く)を使用する作業(※1)						鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業(※1)	
	仙台市公害防止条例	指定建設作業		ブルドーザー、パワーショベル、バックホウその他これらに類する掘削機械を使用する作業(※1)			振動ローラー、ロードローラーその他これらに類する締め機械を使用する作業				
		敷地境界における振動の大きさ dB(A)									
		75 デシベル									
		75 デシベル(※3)									
作業時間	1号区域	午前7時～午後7時							ア、イ、ウ、エ	【作業時間等の適用除外】 ア. 災害その他非常事態発生の場合 イ. 人の生命又は身体に対する危険を防止する作業を行う場合 ウ. 鉄道、軌道上の正常な運行確保のための作業を行う場合 エ. 道路法による道路占有許可条件及び道交法による道路使用許可条件 夜間(休日)指定の場合 オ. 変電所の変更工事で休日に行う必要がある場合	
	2号区域	午前6時～午後10時(但し、指定建設作業は午前6時～午後9時)									
1日における延作業時間	1号区域	10時間以内							ア、イ		
	2号区域	14時間以内									
同一場所における連続作業	1号区域	6日以内							ア、イ		
	2号区域										
日曜・休日における作業	1号区域										
	2号区域	禁止							ア、イ、ウ、エ、オ		

注)1 ※1 作業地点が連続的に移動するものにあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
 ※2 指定するものを除きとは、環境庁告示54号に基づく、国土交通省告示により低騒音型建設機械として指定されたもの。
 ※3 仙台市公害防止条例施行規則第6条第1項第2号に掲げる区域内(学校、病院等の敷地周囲おおむね50m以内の区域)においては、この値から騒音から5デシベル(A)、振動は5デシベルを減じた値とする。
 注)2 区域区分:1号区域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、市街化調整地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以内の地域
 注)2 区域区分:2号区域:工業地域のうち学校・病院等の周囲おおむね80m以外の地域
 注)3 この基準は、作業を開始した日に終わる建設作業には適用しない。

出典: 騒音: 昭和43年11月27日 政令第324号
 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示第1号
 平成8年3月29日 仙台市告示第186号
 振動: 昭和51年10月22日 政令第280号
 昭和51年11月10日 総理府令第58号
 平成8年3月29日 仙台市告示第189号
 仙台市公害防止条例施行規則: 平成8年3月29日 仙台市規則第25号

3) 行政計画・方針等

(1) 地域の環境基本計画等保全に係る方針

① 宮城県環境基本計画

「宮城県環境基本計画」は、「宮城県環境基本条例」(平成7年3月 宮城県条例第16号)に基づき、平成9年3月に策定されたものであり、環境政策の総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱を明らかにし、県民・事業者・行政等社会の構成員すべての主体が共通の認識のもとに、環境の保全と創造を取り組むことができることを目的としたものである。

なお、「宮城県環境基本条例」においては、「人と自然が共生できる県土」、「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な県土」、「地球環境の保全の推進」の3つの基本理念が掲げられている。

② 仙台市基本計画

「仙台市基本計画」は、政策目標を市民と共有して共に取り組む長期計画という観点から、平成23年度(2011年度)から32年度(2020年度)までの10年間を計画期間とし、時代認識と重視すべき視点、計画の位置づけ、構成の計画全体の基本的事項等を定めている。

重点的な取り組みにおいては「自然と調和した持続可能な都市づくり」を掲げ、くらしの質や都市の経済活力を高め国内外との交流を広げる、低炭素型でエネルギー効率の高い機能集約型の都市構造や総合交通ネットワークを整えると同時に、恵み豊かな自然環境を守り、緑と水のネットワークを形成する持続可能な都市づくりを進めることとしている。

事業区域周辺は、市街地ゾーンの郊外区域、鉄道沿線区域、集落・里山・田園ゾーンに位置づけられている。

表 5.2-49(1) 施策の方向性(1)

(1) 低炭素・資源循環都市づくりの推進	[1]	市民や事業者との協働による低炭素都市づくりを推進する制度を整備します。
	[2]	低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及に努めます。
	[3]	大学等の研究機関や地元企業との連携・協力により、高効率機器などの省資源・省エネルギー型の技術・システムについて実用化を促進します。
	[4]	ごみ減量やリサイクルを推進するとともに、廃棄物の適正な処理を進め、長期的に安全・安心で環境負荷の小さいごみ処理体制を確保します。
(2) 自然と調和した杜の都の都市個性を高める土地利用の推進	[1] 自然環境保全ゾーン	奥羽山脈や海岸部など、自然公園法、宮城県自然環境保全条例等の対象地であり、豊かな生態系と自然環境が保たれている区域です。 豊かな生態系と自然環境を守り、本市の自然特性を将来にわたって保持します。
	[2] 集落・里山・田園ゾーン	森林や農地、里山、農業を主とした集落などにより形成され、仙台の都市環境の保全や景観形成にも重要な役割を果たしている区域です。 自然環境保全にも及ぶ農地・農業の持つ多面的な価値を十分に認識しながら、農林業振興や地域活性化により集落の生活環境の維持改善を図り、周辺環境と調和しない土地利用の転換は抑制し、森林や里山・田園などの豊かな環境を保全します。
	[3] 市街地ゾーン	市民生活やさまざまな都市活動が営まれ、本市の活力と快適な暮らしを支える区域です。 市街地の拡大抑制を基本として、地域特性に応じた土地利用を進めながら、都市の緑や景観を守り育み、杜の都にふさわしい緑豊かで美しい市街地を形成します。
(3) 機能集約と地域再生による持続的な発展を支える都市構造の形成	[1]	東北・仙台都市圏の交流拠点として活力を牽引する都心の機能を拡充強化します。
	[2]	泉中央地区と長町地区を「広域拠点」と位置づけ、都市圏の活動を支える生活拠点にふさわしい魅力的で個性ある都市機能の充実強化を進めます。
	[3]	仙台釜ヶ崎周辺における「国際経済流通拠点」や、青葉山周辺における「国際学術文化交流拠点」に、それぞれの拠点にふさわしい都市機能の誘導を図ります。
	[4]	鉄道沿線区域においては、交通利便性や地域の中心としての機能を生かして、生活環境の充実や居住機能の一層の集積を図ります。
	[5]	地下鉄沿線区域を十文字型の「都市軸」と位置づけ、都心と広域拠点等を結ぶ地下鉄南北線沿線の「南北都市軸」においては、都心や広域拠点との連携を強化しながら、都市機能の再生や強化を図ります。
	[6]	地下鉄東西線沿線の「東西都市軸」においては、西部の学術研究機能と、中心部の商業・業務機能、東部の産業機能など多様な都市機能の集積と連携を図り、本市の持続的な成長を駆動する新たな創造と交流の基軸形成を図ります。
	[7]	郊外区域においては、暮らしを支える都市機能の維持改善や、生活に必要な地域交通の確保など、良好な生活環境づくりを進めます。
	[8]	地域活動や生活利便性の低下が懸念される地域については、土地利用、住宅、交通、福祉などさまざまな分野の連携のもと、地域特性を生かした活力ある地域づくりによる地域再生を進めます。
	[9]	工業・流通・研究区域においては、それぞれの機能のさらなる集積と共に、産業構造の変化に対応した地域産業機能の集積を図ります。

表 5.2-49(2) 施策の方向性(2)

(4) 誰もが利用しやすく都市活力を高める交通基盤づくり	[1] 鉄道を軸にバスとのネットワークを強化する低炭素型の公共交通網を整えます。
	[2] 地下鉄東西線の整備に合わせて、仙台駅周辺の交通機能を再構築し都心の交通環境を改善します。
	[3] 市民の暮らしや都市の活力を支える道路ネットワークについて、優先順位を明確にしながら、計画的な整備を推進します。
	[4] 地域の暮らしを支える交通手段として、路線バスの維持に努めるとともに、市民との協働による地域特性に応じた生活交通の確保に向けた取り組みを推進します。
	[5] 広域的交通網の整備進展を生かし、東北のネットワークの中心として主要都市間のひと・物・情報の交流の活性化に戦略的に取り組みます。
	[6] 国際経済流通拠点の仙台釜釜港や仙台空港の機能強化や利用促進を図ります。

③杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)

「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」は、「仙台市環境基本条例」(平成8年3月仙台市条例第3号)に基づき、平成9年3月に策定、平成23年3月に改定されたものであり、仙台市の環境づくりの最も基本となる計画である。

この計画では、「恵み豊かな環境の保全と創造及び将来の世代への継承」、「自然の生態系の均衡を尊重した自然との健全な共生」、「環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な都市の構築」、「あらゆる事業活動及び日常生活における地球環境保全の推進」の4つの基本理念が掲げられている。

また、仙台市内を5つの地域(山地、西部丘陵地・田園、市街地、東部田園、海浜)に区分し、地域別の土地利用における環境配慮の指針が示されており、概況調査範囲は、「市街地地域」及び「東部田園地域」に該当する。同計画における地域区分は図5.2-16に、土地利用における環境配慮の指針は表5.2-50に、開発事業等における段階別の環境配慮の指針は表5.2-51に、それぞれ示すとおりである。



出典:「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(平成23年3月 仙台市)

図 5.2-16 土地利用の状況からみた5つの地域

表 5.2-50 土地利用における環境配慮の指針

地域	項目	環境配慮の基本的な考え方
市街地地域	基本的な考え方	<p>本地域においては、本市が掲げる土地利用の方針に沿って、都市機能の集積や土地利用の高度化など市街地の計画的な形成に努め、資源・エネルギーの効率的な利用と郊外部の自然環境の保全を図ります。開発が前提となった地域ではありますが、環境負荷の過度な集中と市民の健康で安全・安心な暮らしへの影響が生じないよう留意しなければなりません。また、市街地は資源・エネルギーの消費、廃棄物の発生、汚染物質の排出など、環境負荷が特に大きい地域でもあることから、資源・エネルギー利用の効率を高めるなど、快適な暮らしを確保し、利便性が高くにぎわいと活力のある都市活動を支える環境づくりを進めることが重要です。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○省エネルギー設備・機器の導入や太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極的な利用に努めるとともに、コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○自然の風や太陽光の活用、建築物の断熱性の向上、外壁・舗装の蓄熱やエアコンからの排熱による夏季の気温上昇の緩和、通風の確保など、環境に配慮した建築物の建設に努める。 ○移動の際は、公共交通機関や自転車の利用、徒歩を前提とし、ICT化や物流の合理化などにより自動車をできるだけ使用しない事業形態を検討する。 ○限りある資源の有効利用のため、積極的に3Rの取り組みを進める。 ○生態系の連続性を考慮し、緑化の推進や多様な生物の生息・生育の場となるビオトープ（生物の生息・生育空間）づくりに努める。 ○野生生物の本来の生息・生育域に配慮し、地域に由来する在来種を植樹するなど、外来種の移入をできるだけ避けるよう努める。 ○健全な水循環を確保するため、透水性舗装や駐車場舗装面の緑化、芝生による地表面被覆の改善により、雨水の有効利用に努める。 ○健康上支障がないよう環境への影響を低減することはもとより、人が五感で感じる美しさ、安らぎ、快適さなどへの著しい影響の回避、さらにはより質の高い環境の確保に努める。
東部田園地域	基本的な考え方	<p>本地域にまとまりを持って保全されてきた農地は、本市の特色であり、保水や地下水の涵養、太平洋から本地域を抜ける海風の流入など市街地の環境を支える基盤としても重要です。また、生物多様性の観点からも、農地は独自の生態系を構成するなど重要な価値を持っています。比較的開発需要が高い地域でもありますが、食料生産の面も含め都市の持続可能性の基礎となる重要な地域であり、開発事業等はできるだけ回避されることが望まれます。</p>
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○水田は気候の緩和機能や保水機能などを有することから、その保全に努め、市街地の拡大を抑制する。 ○未利用の有機性資源の堆肥化を進め、地域内での循環に努める。 ○環境にやさしい農業（土づくりと化学肥料・化学農薬の低減）等により、水田等の特徴的な生態系の維持に努める。 ○食料生産基地としての機能の向上を図るとともに、市民農園などを人と自然との交流の場として活用する。 ○澄んだ空気、清らかな水、静穏な音環境などの自然本来の環境を保ち、広大な田園、居久根に代表されるような、地域に根ざした原風景の保全に努める。 ○市民の自然とのふれあいや、環境保全活動の機会の創出に努める。 ○生態系を保全する活動の担い手としての市民・NPO等の積極的な参加や自発的な活動を促し、個性ある地域づくりに努める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成23年3月 仙台市）

表 5.2-51 開発事業等における段階別の環境配慮の指針

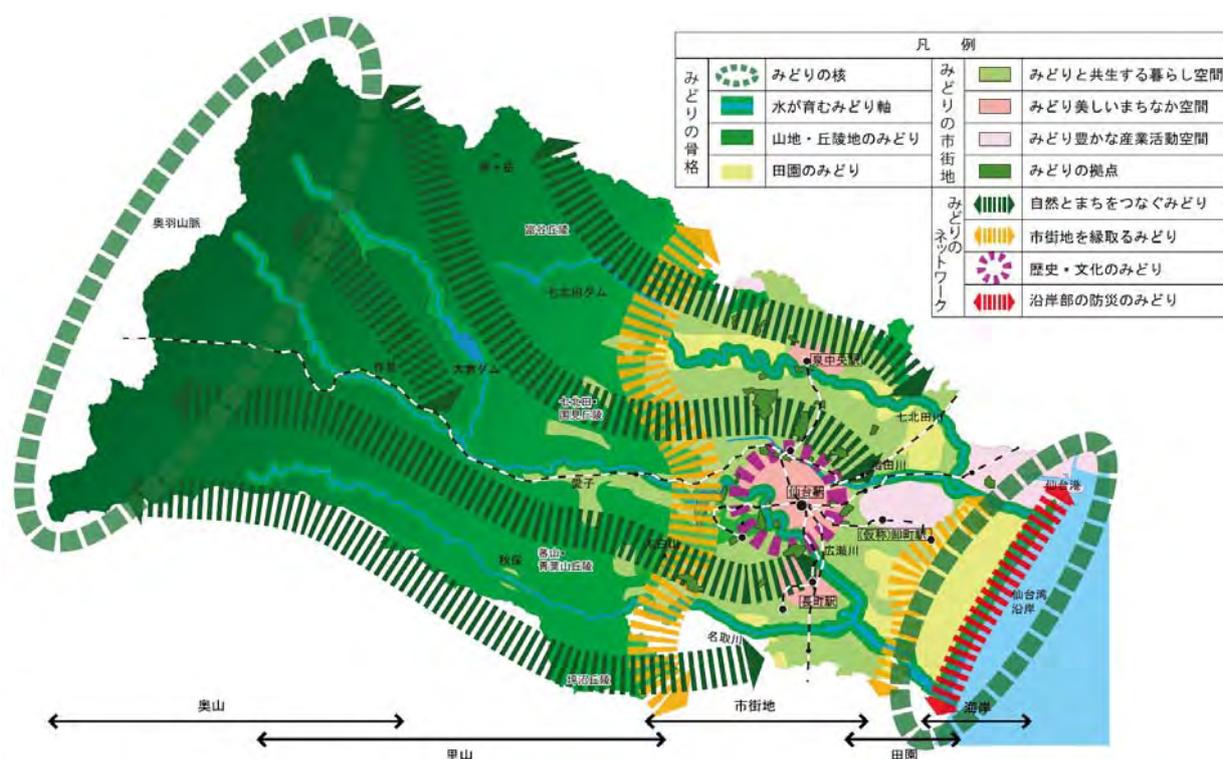
区分	環境配慮の指針	
企画段階	基本的な考え方	事業の立地や事業規模の検討など、事業を企画立案する段階における環境配慮は、環境への影響の最小化や資源・エネルギーの効率的な利用、環境影響の発生そのものの回避など、根本的かつ最も重要な性格を持つものであり、この段階からしっかりと環境配慮の視点を持つことが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○植生自然度の高い地域や、希少な生物の生息・生育地、生物の重要な繁殖や餌場、水源地などでの事業は回避し、やむを得ず開発を行う場合には、環境負荷を最小限にする努力を行ったうえで代償措置を実施する。 ○市の基本計画、都市計画の方針、前述の「土地利用における環境配慮の指針」などとの整合性を図り、鉄道などの公共交通機関を中心とする機能集約型の効率的な都市構造と合致するような立地場所を選定する。 ○環境負荷が集中する地域や環境基準が達成されていない地域に、さらに環境負荷を増大させるような立地は回避する。 ○道路、公共交通、上下水道等の社会資本が整備されている地域において、その計画容量を超えない範囲での開発を基本とする。 ○コージェネレーション（熱電併給）システムや地域冷暖房など、面的に高効率でエネルギーを利用する社会基盤づくりに積極的に関わる。 ○地域内で継続的に利用できる資源の調達や適正かつ効率的な廃棄物の収集運搬、リサイクルや処分が図られる立地を検討する。 ○早い段階から、開発事業等の内容や立地予定地域等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
計画段階	基本的な考え方	施設の敷地内配置やおおよその事業計画を検討する段階における環境配慮として、環境負荷をあらかじめ予測し、その低減を図るための以下に掲げるような手段等を検討することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物に関する環境性能の評価制度などを活用し、断熱性能の向上や省エネルギー設備の積極的な導入を図る。 ○太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を積極的に検討する。 ○廃棄物の分別や適正な保管のために必要なスペースを確保するなど、廃棄物のリサイクルや適正処理に向けた取り組みについて検討する。 ○地域特性に合わせ、自然環境や水循環の保全、生物多様性の向上、生物とのふれあいの場の確保などについて検討する。 ○周辺に生息する野生動物への影響を最小限とするため、工事の段階的实施や動物の繁殖期を考慮した工程とするよう努める。 ○事業に伴う土地の改変のために、貴重な植物の移植を行うなどの代償措置を検討する際には、元の環境と同等の水準が確保されるよう努める。 ○発生する環境負荷に応じ、環境基準などを満たすための必要な措置の実施に努める。 ○歩行者の動線確保や歩車分離、待機自動車の敷地内誘導などについて検討する。 ○地域の景観や歴史的・文化的な特性などを生かし、個性ある環境の保全と創造に努める。 ○適度なゆとりのある空間、安らぎや潤いをもたらす空間の形成に努める。 ○住民等の安全で健康的な暮らしを確保するよう、電波障害、日照障害、低周波音の発生等の防止に努める。 ○開発事業等の具体的な内容やその実施が及ぼす環境影響の大きさ等の情報を積極的に公開し、住民等の理解が得られるよう努める。
実施段階以降	基本的な考え方	施設の建設工事等の実施段階においてやむを得ず発生する環境負荷を低減するとともに、その後の事業運営等の段階においても継続的に環境負荷を低減することが求められます。
	環境配慮の指針	<ul style="list-style-type: none"> ○工事用車両・機器等のアイドリング・ストップや適切な維持管理により騒音の発生抑制に努めるとともに、汚染物質の排出をできるだけ低減する。 ○既存建築物の資材や土砂などを有効活用するとともに、再生材や地元産材の使用に努める。 ○環境マネジメントシステム等により、継続的なエネルギーの削減行動や3Rに取り組む。 ○緑地等の適切な維持管理を行う。 ○事業の内容や安全管理・危機管理体制等に関する情報の公開に努め、地域と連携した良好な環境づくりを進める。

出典：「杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）」（平成23年3月 仙台市）

④仙台市みどりの基本計画(中間案)

「仙台市みどりの基本計画(中間案)」は、「杜の都の環境をつくる条例」(平成18年6月仙台市条例第47号)に基づき、東日本大震災からの復興、生物多様性を支える自然環境の保全、新たな都市構造に対応した質の高い緑あふれる都市空間の形成、市民や事業者が主体となる緑のまちづくりの促進を重要な課題ととらえ、これまでの施策を見直し、東部地域の緑の再生及びより緑豊かな都市づくりの推進を目的として、平成24年3月に公表されている。

本計画では「みんなで育む『百年の杜』」を基本理念として、図5.2-17に示す将来像を描いている。計画の対象は市全域の樹林地や草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花などであり、表5.2-52に示す施策を推進することとしている。



出典：「仙台市みどりの基本計画(中間案)」(平成24年3月 仙台市)

図 5.2-17 「百年の杜」将来像図

表 5.2-52(1) 施策の体系(1)

基本方針Ⅰ 安全・安心のまちづくり	
概要	<p>◆杜の都を災害から守るみどりを育みます</p> <p>東日本大震災では、地震や津波により、海岸林や海岸公園などのみどりは大きな被害を受けましたが、その一方でみどりが果たす役割の重要性が再認識されました。</p> <p>基本方針Ⅰでは、都市防災のあり方を見直し、みどりによる、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指します。</p>
施策体系	<p>①自然災害から市民の安全を守るみどりを育む</p> <p>i) 自然災害を軽減するみどりの保全・再生</p> <p>ii) 災害時の避難場所や避難路となるみどりの充実</p> <p>iii) 震災を教訓としたみどりの防災体制の確立</p>
百年の杜づくりプロジェクト	<p>◆みどりによる津波防災プロジェクト</p> <p>東日本大震災で被害を受けた東部地域のみどりについて津波防災機能を向上させ、復興のシンボルとして再生を目指します。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○東部地域のみどりの再生</p> <p>海岸公園整備、海岸林再生、居久根（いぐね）の保全・再生など</p> <p>○被災者や被災地域を支援するみどりの活動</p> <p>仮設住宅などにおけるみどりの活動支援、被災地域における復興記念市民植樹</p>
基本方針Ⅱ 自然環境の保全・再生	
概要	<p>◆生物多様性に配慮し、尾根や川沿いのみどりを育みます</p> <p>近年になって、生物種の加速度的な消滅や、地球温暖化の深刻化などの環境問題が顕在化してきました。</p> <p>基本方針Ⅱでは、自然環境の保全・再生・創出によりみどりのネットワークを形成し、生物多様性を保全するとともに、みどりによる低炭素都市づくりを進めます。</p>
施策体系	<p>①都市を支えるみどりの骨格を守り、育む</p> <p>i) 奥羽山脈や丘陵地の森林、海岸林の保全・再生</p> <p>ii) 七北田川、名取川、広瀬川の保全</p> <p>iii) 農用地やため池の保全・再生</p> <p>iv) 市街地を縁取るみどりの保全</p> <p>②都市のみどりをつなぎ、豊かな生態系を育む</p> <p>i) 市街地の樹林地の保全</p> <p>ii) 生物の生息・生育地となる公園緑地などのみどりの充実</p> <p>iii) 生物多様性に配慮した緑化の推進</p> <p>iv) 生命を育むみどりのネットワークの形成</p> <p>③都市のみどりを循環させる</p> <p>i) みどりの有効活用</p> <p>ii) 環境負荷の小さい資材の活用</p>
百年の杜づくりプロジェクト	<p>◆みどりの骨格充実プロジェクト</p> <p>適正な樹林地管理等によるみどりの骨格の充実や市街化区域内にある樹林地の保全等により、生態系ネットワークの形成を進めます。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○市街化区域及びその周辺部における樹林地の保全</p> <p>樹林地カルテの作成、法制度による樹林地の保全、多自然川づくり</p> <p>○生物多様性に配慮した緑化の推進</p> <p>郷土種を活用した緑化、ビオトープの創出</p> <p>○自然環境を生かした公園緑地等の整備と維持管理</p> <p>(仮) 斎勝沼緑地整備、(仮) 岩切緑地・高森山公園整備、いずみ墓園整備</p> <p>○樹林地の適正な管理</p> <p>公園緑地における樹林地管理、特別緑地保全地区の管理計画の策定、市有林造林育林、民有林振興、森林病害虫対策など</p>

表 5.2-52(2) 施策の体系(2)

基本方針Ⅲ 生活環境の向上	
概要	<p>◆生活を彩るみどりを育みます</p> <p>少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、市民ニーズも大きく変化しています。基本方針Ⅲでは、多様な公園整備やきめ細かな運営管理を行うとともに様々な場所で質の高い緑化により、快適なまちづくりを進めます。</p>
施策体系	<p>①市民ニーズに対応した多様な公園をつくる</p> <p>i) 都市公園の整備推進</p> <p>ii) 市民ニーズに応える公園緑地の整備・再整備と利用の促進</p> <p>iii) 公園緑地の管理運営の充実</p> <p>②快適な暮らしを支える身近なみどりを増やす</p> <p>i) 公共公益施設の緑化推進</p> <p>ii) 民間施設の緑化推進</p> <p>iii) 住宅地の緑化推進</p>
百年の杜づくりプロジェクト	<p>◆街のみどり充実プロジェクト</p> <p>公共施設や民有地の様々な場所で、質の高いみどりを創出します。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○緑化制度の運用</p> <p>杜の都の環境をつくる条例に基づく緑化の推進（緑化計画認定制度）、緑化重点地区の指定、地区計画制度による緑化の推進</p> <p>○公共施設、民有地の緑化と既存緑地の保全</p> <p>各種緑化助成、学校の森づくり、コミュニティガーデンづくり、街路樹植栽、緑地保全に関する協定の締結など</p> <p>◆魅力ある公園づくりプロジェクト</p> <p>市民ニーズに応じた公園整備と管理運営を進めます。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○身近な都市公園の整備・再整備</p> <p>利用者ニーズに対応した公園の整備・再整備</p> <p>○特色ある公園緑地の整備・再整備</p> <p>海岸公園整備、八木山動物公園整備、高砂中央公園整備</p> <p>○公園マネジメントの実施</p> <p>公園利用実態調査、公園施設の長寿命化計画策定、街区公園の管理運営方針の策定など</p>
基本方針Ⅳ 仙台らしさを育む	
概要	<p>◆歴史と文化に配慮し、仙台らしさを育みます</p> <p>機能集約型都市の形成に向けて、新たな都市の魅力づくりが重要なテーマとなります。基本方針Ⅳでは、都心部での緑化を進めるとともに、歴史的・文化的資源を生かした公園の整備や緑地の保全により、仙台らしいみどりのまちづくりを目指します。</p>
施策体系	<p>①杜の都にふさわしいみどりあふれるまちをつくる</p> <p>i) みどりがあふれ、にぎわいのある杜の都の顔づくり</p> <p>ii) 広瀬川を軸としたみどりの拠点づくり</p> <p>iii) 風格ある杜の都の景観づくり</p> <p>②歴史と文化の香る杜の都のみどりを守り、育てる</p> <p>i) 歴史的・文化的資源と調和するみどりの充実</p> <p>ii) 杜の都の原風景を残す屋敷林（居久根）、社寺林の保全等</p> <p>iii) 歴史を刻む名木、古木などの保存と活用</p>
百年の杜づくりプロジェクト	<p>◆みどりの地域資源活用プロジェクト</p> <p>歴史的・文化的資源と調和するみどりや屋敷林（居久根）・社寺林を保全・活用するとともに、これら地域資源の魅力を広く発信します。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○歴史的・文化的資源の保全と活用</p> <p>屋敷林・鎮守の杜の保全、貞山運河の活用、陸奥国分寺・国分尼寺跡整備</p> <p>○地域資源の魅力発信</p> <p>百年の杜ホームページの再構築、せんだいみどりのミュージアム、都市公園ガイドブック作成など</p> <p>◆「百年の杜」シンボルエリア形成プロジェクト</p> <p>中心市街地の緑化及び広瀬川沿いの拠点となる公園の整備により、「百年の杜」のシンボルエリアを形成します。</p> <p>【主な施策・事業】</p> <p>○広瀬川沿いのみどりの拠点整備</p> <p>青葉山公園整備、西公園再整備、大年寺山公園整備</p> <p>○広瀬川の整備・利活用</p> <p>広瀬川創生プラン推進、広瀬川沿い散策路の整備</p> <p>○市街地のみどりの回廊づくり</p> <p>西公園再整備、青葉通再整備、建築物緑化</p>

表 5.2-52(3) 施策の体系(3)

基本方針V 市民協働の推進	
概要	<p>◆市民協働の環境づくりを進めます</p> <p>市民・市民活動団体・事業者による、みどりの活動が活発になっています。基本方針Vでは、市民が主体的にみどりの活動を進められるよう支援体制を充実し、市民協働によるみどりのまちづくりを推進します。</p>
施策体系	<p>①みどりを守り、育む活動を支える</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 緑地保全や緑化推進への市民・事業者の参加促進 ii) 公園づくりや管理運営への市民・事業者の参加促進 iii) みどりの団体やみどりの人材の育成 iv) みどりのまちづくりの推進体制の強化 <p>②みどりとふれあう機会をつくり、みどりを育む意識を高める</p> <ul style="list-style-type: none"> i) みどりのイベントの充実と開催支援 ii) みどりの広報活動の充実 iii) みどりの顕彰制度の充実 iv) みどりと人とのふれあいの場の充実
百年の杜づくりプロジェクト	<p>◆市民主体のみどりのまちづくりプロジェクト</p> <p>みどりの活動への市民参加の促進と市民・市民活動団体・事業者が主体となる活動の支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民による緑化、保全、普及 市民による「100万本の森づくり」、広瀬川1万人プロジェクト、新緑祭、泉ヶ岳の利活用推進 ○市民参画制度の充実 緑の活動団体の認定と支援、企業のみどりの社会的責任活動との連携など ○市民意識の把握と施策への反映 みどりの市民満足度調査、みどりの計画づくりにおける市民参加の促進

出典：「仙台のみどりの基本計画（中間案）」（平成24年3月 仙台市）

⑤仙台市「杜の都」景観基本計画

各々の地域の特徴を活かし、「杜の都」を構成する魅力ある地域としての一層の良好な景観形成に向け、市全域に「自然景観」と「市街地景観」により大別される次の「8つのゾーン」を設定し、ゾーン毎の特性に応じて、建築物等に対する「景観形成の方針」に基づく取組みを進めていくものとしている。景観計画区域における景観形成の方針事業区域は郊外住宅地ゾーンに、その周辺は沿線市街地ゾーン、田園地ゾーンに位置づけられている。

表 5.2-53 景観特性と8つのゾーンの設定

景観特性	ゾーン名称	ゾーン特性
自然景観	山並み緑地ゾーン	奥羽山系から市街地西部に広がる山並み・丘陵地等からなる地域で、奥山の自然公園や里山の中山間地域を含む広大な自然緑地ゾーン
	河川・海岸地ゾーン	奥羽山系から太平洋に悠々と流れる七北田川・広瀬川・名取川の河川沿いと海岸の貞山運河沿いからなる雄大な水系ゾーン
	田園地ゾーン	仙台平野に広がる穀倉地域と根白石・六郷・七郷等の農村集落からなる広大な田園地ゾーン
市街地景観	商業業務地ゾーン	交流拠点となる仙台駅を中心とする都心部と泉中央・長町等の広域拠点からなる商業業務地ゾーン
	沿線市街地ゾーン	地下鉄やJRなどの南北・東西交通軸上、旧街道沿いを含む沿線上などに広がる住宅・商業等の複合用途からなる市街地ゾーン
	郊外住宅地ゾーン	ニュータウン開発等により市街地外縁部の郊外地域に広がる住宅地ゾーン
	流通業務地ゾーン	市街地東部の工業団地・卸町・仙台港周辺地域と、東北縦貫自動車道インターチェンジ周辺地域等からなる流通業務地ゾーン
	行楽地ゾーン	仙台北城跡や山間の秋保・作並等の温泉地と定義如来等の自然と調和した風景を楽しめる行楽地ゾーン

出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）



出典：「仙台市「杜の都」景観計画」（平成21年3月 仙台市）

図 5.2-18 市全域における8つのゾーン区分図

⑥仙台市震災復興計画

「仙台市震災復興計画」は、震災からの復旧・復興に向けたさまざまな取り組みは、その規模やまちづくりへの影響という観点から中長期的な視点に立った計画的な対応が不可欠であり、基本計画を補完するものとして平成23年11月に策定された。

事業中である宮城野区田子西地区及び若林区荒井東地区や土地区画整理事業予定地区である荒井南地区、荒井西地区、荒井駅北地区は、仙台市震災復興計画の『『津波から命を守る』津波防災・住まい再建プロジェクト』において、津波被害の危険性が高い地区の移転先として位置づけられている。

図2 安全な住まいの確保

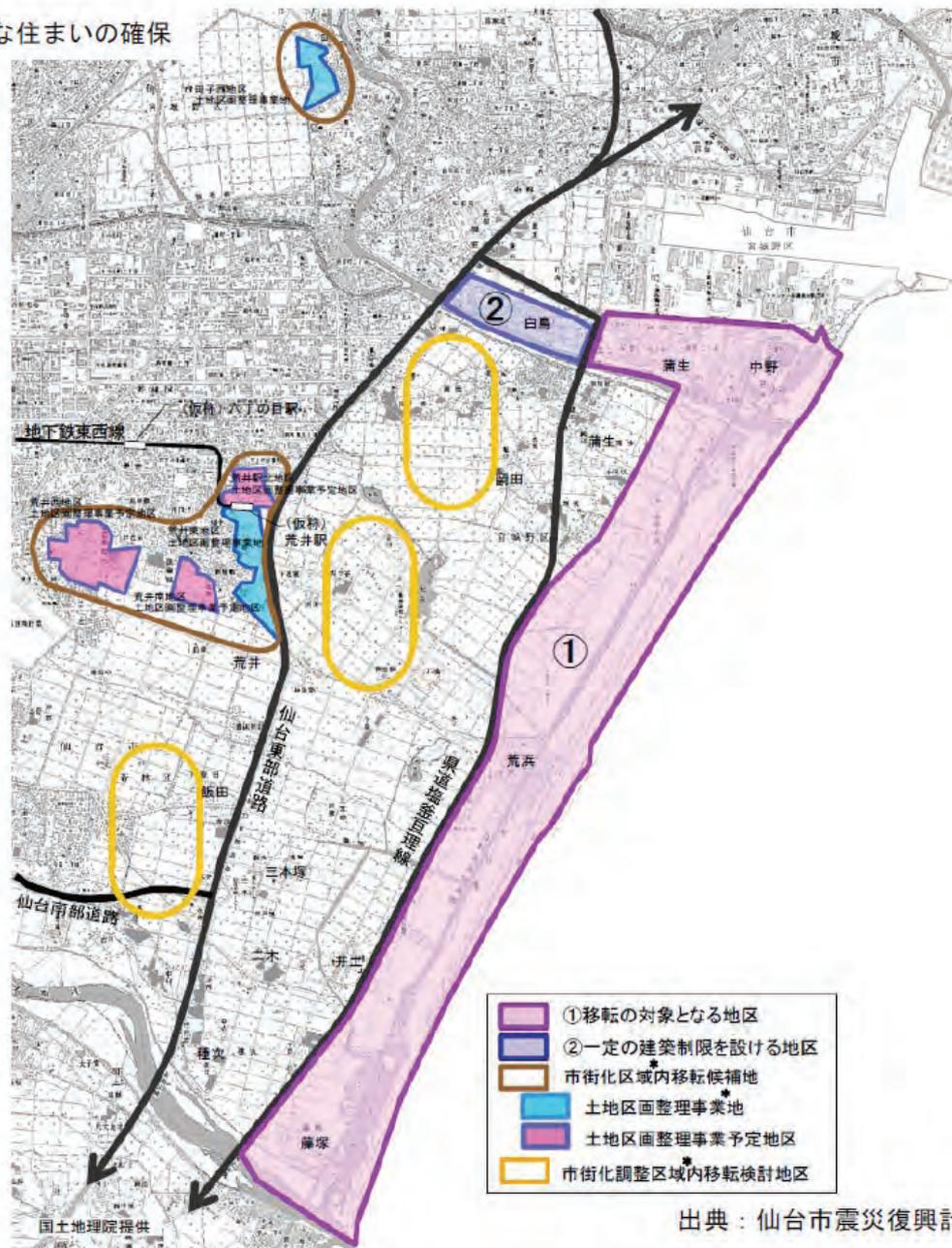


図 5.2-19 移転及び移転先の対象地域